

ます事故は、本年十月一日の死者二名、負傷者五名を伴った大阪大学の事故を加えまして、昭和五十七年に初めて事故が発生して以降十年間で二十一件の事故が発生しております。特に平成元年以降、特殊材料ガスの消費が非常に拡大をしておりまして、例えばモノシリランでありますとこの四年間で四十八トンから八十二トンというふうに拡大をしております。急速に伸びております。これに伴いまして事故も急増ってきておりまして、先ほど申し上げました二十二件の事故のうち八件、死者三名の全部、負傷者十七名のうちの十名がこの三年間に集中をしておるというような状況になつております。

これに対しまして、第二点のこれまでどのよう
に取り組んできたかという御指摘でございます
が、この特殊材料ガスによります事故は、昭和五
十七年の十月に宮崎で初めて火災事故が起こります
して、それを契機にいたしまして、私ども、高圧
ガス保安協会に委員会を設置いたしまして、特殊
高圧ガスの製造、販売、貯蔵、消費、それから移
動等に關します自主基準を検討し、昭和六十年の
八月に特殊材料ガスの自主基準が作成されたわけ
でございます。私どもは、この自主基準の関係者
への周知徹底を都道府県に対しまして通達すると
ともに、関係団体に対しましても、販売店から関
係者へ周知徹底させるというようなことで指導し
てまいりましたわけでございます。

三点目の大阪大学におきます事故でござりますけれども、御承知のように、十月一日大阪大学電気工学科の教室におきまして、学生が半導体の研究のための実験をしておりましたところ、突然爆発が発生いたしまして、二人のとうとい若い学生さんの命が奪われたということをございます。その後の調査によりまして、これまで、この教室の中にありますシリンダー・キャビネット、いわゆる容器の収容庫でございますけれども、そこにありましたシリンガス容器が爆発していることが判明しております。何らかの原因でこのシリンガスが爆発したというふうに考えられておるわけでござ

ざいます。私どもいたしましては、事故発生後直ちに近畿通産局及び大阪府の担当職員を現地に派遣をいたしますとともに、高圧ガス保安協会の中に大阪大学事故調査委員会を設置いたしました。事故原因の究明に当たつておるところでござります。また同時に、全国の都道府県に対しまして、管内の大学とか研究機関に対する立入検査の実施、関係者に対する自主基準の周知徹底を再度指示しておりますとございます。

第四点目、今後私どもいたしましては、今回の法律改正によりまして、モノシリヤーあるいはジボラン、アルシン等の七種類の特殊材料ガスを消費する者に届け出義務を課すとともに、これによりまして消費施設の技術基準の維持義務でありますとか、保安教育の実施義務でありますとか、取扱主任者の選任義務、さらには定期自主検査の実施義務を新たに課してまいりたいと考えております。また、消費の行為のほか製造、移動、貯蔵の行為につきましても、特殊材料ガスの危険な物性に着目をいたしまして、政令の技術基準を強化してまいりたいというふうに考ておる次第でござります。

○山本(拓)委員 特殊高圧ガス、高圧ガスといいますと、最近私たちが非常に身近に使っていますのは、スキュー・バーダイビングのガスなんかもその一つなんですが、そういう意味から考えますと物すごく消費が増加しているわけで、消費者保護対策が望まれるわけですが、ただ一つここで気がかりなのは、高圧ガスの販売業者というのは意外と中小企業が多いのですね。だから義務づけ義務づけは非常にいいことだと思うのですが、ただそこまで行政上配慮していただきたいのは、余り零細な販売業者に重荷にならないよう配慮をしていただきたいなと思うわけですが、そういう点、今後どのような配慮と申しますかお考えがあるのか、その点についていま一度たださせていただきたいと思います。

は、現在ダイビング人口が推定で三十万人、年間五万人のペースで増加しておるというふうに言わられておりまして、また片一方で在宅酸素療法用の酸素の消費につきましても、現在その使用件数が四千件ぐらいございまして、最近五年間で四倍に増加いたしました。こういう高压ガスを消費する一般消費者は、高压ガスの安全な取り扱いに関する知識を必ずしも十分持っていないということから、今後このような安全な取り扱いに関する周知徹底が十分に行われなければ、消費件数の増大に伴つてまた今後事故が増大する可能性があるのでないかというふうに考えられるわけでございます。

具体的には、このスキユーバーダイビング用の圧縮空気につきましては、ボンベが非常に過酷な条件のもとで使われるということですざいますので、ボンベの管理点検には十分な注意が必要あります。また、在宅酸素療法用の酸素につきましても、支燃性ガスでありますために、使用しておりますとき、あるいは親の容器から子容器に充てんをしますときに、火気に対する十分な注意をする必要があるということですざいます。こういうことにつきまして、消費者に対する周知徹底をすることが必要であろうかと考えております。

先生御指摘のように、今回の改正におきまして、消費者に対して必要な事項を周知させる義務を、今度は販売業者に課すことになるわけでございますけれども、従来からこの高圧ガス消費にかかる保安につきましては、高圧ガスの専門家である販売業者が一定の役割を果たすことが期待されているわけでございまして、この措置は従来からの役割を一步進めて法律に明記をしようということでござります。したがいまして、周知の内容につきましても、これまで販売業者が消費者に対して指導してまいりました内容とほぼ同じでございまして、販売業者にとって過重な負担にはならないものというふうに考えております。具体的には年に一回程度書面を交付し、あるいは販売の都度、口頭でこれを補足していくだくということです。

ござりますので、確かに販売業者の中には零細な企業の方もおられるわけですけれども、十分対応していただけるものと私どもは考えております。○山本(柘)委員 こういう規制はただ強化していくだけでは不十分であることは言うまでもないわけで、事業者自身による保安活動を徹底すること、いわゆる自主保安の重要性をいま一度考えなくてはならないと思います。そこで改めまして自主保安の現状と強化策についてお尋ねを申し上げます。

そしてもう一つ、最後に、規制というものは今までいろいろありますので、さらに規制、規制というとむだな規制がダブってきますので、規制の合理化も必要だと思うわけですが、そういう規制を合理化していくこともあわせてお考えがありますからお尋ねをさせていただきたいと思います。

○鈴木(英)政府委員 第一点目でござりますけれども、この保安の確保は、先生御指摘のように自ら保安といいますか事業者の自主的な活動が非常に大事であるというふうに考えております。したがいまして、私ども從来から高圧ガスにかかる保安の確保のため、高圧ガス取締法の運用に加えまして、事業者による自主的な保安活動の指導でありますとか、あるいは保安関連技術開発の推進を講じまして高压ガス保安協会あるいは事業者団体を通じまして事業所における自主保安活動の促進に努めてまいったところでございます。しかしながら、事業者の中には作業の際の注意事項を従業員に十分知らせなかつたり、あるいは保安教育を十分行つていなかつたりといったようなことで保安のための取り組みが必ずしも十分ではないと見られる者もあるわけでございます。このため、今回の法改正におきましては、第一種製造業者にとあわせまして高压ガス保安協会におきまして都道府県知事が危害予防規程の遵守あるいは保安教育の実施を命令または勧告できることをいたしているわけでございます。また、これ

も、単に技術的な事項にとどまらず、自主保安体制を促進するために事業所内の保安の全般について調査でありますとか研究、指導等を行えるようにしておるわけでございます。さらには、これらの趣旨を踏まえまして、もちろん各都道府県におきましても、事業所内の保安活動の徹底を指導するとともに、高圧ガス保安協会を中心とした活動の強化を図つてしまりたいというふうに考えておるわけでございます。

故の態様について、どんな内容の事故があつたのかということを具体的に伺いたいというふうに思います。それからさらに、未規制ガス、規制をされていないガス、それから、法定ガスの中に含まれますけれども、LPG、液化石油ガス、この事故についても伺いたいというふうに思います。

業所におきます事故は七十四件でございます。またこのうち、先ほどLPGの五十二件と申し上げましたのは、このすそ切り以下での事故七十四件のうちの五十二件がLPG・液化石油ガスによるものであるということをございます。

○小岩井委員 法定で六種類の中ですそ切り以下が七十四件ですね。全体の八十件のうち七十四件。すそ切り以上が六件しかないわけですね。六件しかない。それで、そのうちLPGについての事故が五十一件ですから、大部分占めているわけですね。ということは、このすそ切りの数字について、要するに事故と照らし合わせて、現状に合わないんじゃないですか、どうですか。

○鈴木(英)政府委員 まず第一に、当時特定ガスに量的な基準を設けました理由は、大量のこういったガスの工業消費によりまして大規模な災害を想定して法定をしたというふうに私ども理解をしております。特に、昭和三十九年に液化石油ガス

きましては、消費事業者におきます大規模な災害の発生を防止することを目的として規制をしておりまして、その消費の実態が一般消費者に類似しております小規模のすそ切り以下のもの、あるいはそのすそ切り以下のものにかかわります事故の実態というようなことを考えますと、私ども必ずしもその特定高圧ガス消費者としての規制にははじまないのではないかというふうに考えておりまして、むしろ、先ほど御説明申し上げましたように、事故の多いLPGガス等につきましては、販売者の周知義務、こういうことによりまして対応していくのが適切ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○小岩井委員 販売者の周知義務だけで事故はなくなりますか。それと、この法律、改正案も含めて、内容含めて、基準を変更できるような措置の条項はないですよね、ありますか、どうですか。

○鈴木(英)政府委員 特に基準を変更するといった点については考えておりません。

○小岩井委員 この点については、六種類の法定ガスについての基準は現状に当てはまらない、この点だけ御指摘申し上げておきます。したがつて、将来検討していただきたいと思います。

スで五百三十三名の方が被害を受けられるというような事故もございまして、四十年に特定高圧ガスにこういうものを指定したというような経験がございます。

御指摘のよう、この八十件のうち七十四件がそそ切り以下で発生しておりますけれども、これらの多くは、負傷者が一人あるいは二人程度の比較的小規模な事故にとどまつておるわけでござります。さらに、この中で多い L.P.ガスでござりますけれども、今回 L.P.ガスにつきましては、販売

者の周知徹底義務を課すことによりまして事故の減少を図つてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

ただ、事故であることは間違いないですね。とすれば、この基準は既に現状に合わないというふうに考えられませんか。基準の見直しの必要性につ

いてどうお考えになりますか。

ましましては、消費事業者におきます大規模な災害の発生を防止することを目的として規制をしておりまして、その消費の実態が一般消費者に類似しております小規模のすそ切り以下のもの、あるいはそのすそ切り以下のものにかかるります事故の実態というようなことを考えますと、私ども必ずしもその特定高圧ガス消費者としての規制にははじまないのではないかというふうに考えております。むしろ、先ほど御説明申し上げましたように、事故の多いLPガス等につきましては、販売者の周知義務、こうしたことによりまして対応していくのが適切ではないかというふうに考えておる次第でござります。

○小岩井委員 販売者の周知義務だけで事故はなくなりますか。それと、この法律、改正案も含めて、内容含めて、基準を変更できるような措置の条項はないですか、ありますか、どうですか。

○鈴木(英)政府委員 特に基準を変更するといった点については考えておりません。

○小岩井委員 この点については、六種類の法定ガスについての基準は現状に当たはまらない、この点だけ御指摘申し上げておきます。したがつて、将来検討していただきたいと思います。

次に伺いますけれども、今回の政令指定をすると言われている特定高圧ガス、これについての具体的な基準、選ぶ基準、これについて伺いたい。

今回、七品目というふうに言われているのですけれども、七品目の名前も挙げていただきたい。

○鈴木(英)政府委員 特殊材料ガスとして七種類の指定を予定しておるわけでございますけれども、この七種類を特殊材料ガスとして指定いたしましたこととしましたのは、これらのガスが、ほかの高圧ガスとしての危険性に加えまして、自然発火性でありますとかあるいは自分解性あるいは強い毒性といった危険な物性を有しております。また近年、先ほど申し上げましたが消費量が急増しておるということもございまして、事故の防止のための対策が必要であると考えて私ども指定をすることにしたわけでございます。

○小岩井委員 七品目指定をするということでありますけれども、特殊材料ガスの表を見せていました。

だいておりますけれども、実は、高圧ガス保安協会で出している特殊材料ガスの災害防止自主基準の中に出ています、三十七あるのですか、これだけある中で、シリコン系で六品目、金属水素化物で五品目、燐系で六品目、硼素系で四品目、金属水素化物で二品目あるわけですね。これだけある中でこの七品目だけ選んできたということですね。特殊材料ガスについては、それ以外の品目の中で、毒性の高いものもあるでしょうし、あるいは爆発性の強いものもあるでしょうし、あるいは発火性のものもあるでしょうし、この必要最低限の七品目に絞ったという理由が明確でないのですね。この点について、伺いたい。

○鈴木(英)政府委員 御指摘のように、三十七種類のガスが高圧ガス保安協会の自主基準に取り上げられておるわけでございますけれども、この三十七種類のうち、今回指定いたします七種類以外、つまり三十種類については、大きく分けて三つに分類できるというふうに考えております。

第一は、今回指定いたしますガスと同様に、同程度に自然発火性あるいは自己分解性、毒性といつた特別の性質を持っているガスがございまして、例えばテルル化水素、スピノン、これらはいずれも自己分解性がございます。このようなものにつきましては、今のところ消費の実態がございませんので、今回この七種類には挙げなかつたわけでございます。

それから、第一に、残りますもののうちで、自然発火性とか自己分解性あるいは強い毒性といった特別の性質を持たないものがございまして、例えば、四弗化珪素ありますとか五弗化砒素でありますとか、たくさんのがございますけれども、そういうガスにつきましては、ほかの一般高圧ガスと同様に、特定高圧ガス消費の対象ということではなくて、消費の技術基準のみを課すことになります。これに対応していくけるのではないかというふう

を考えた次第でございます。

さらに、残ります幾つかのガスの中には、圧力の高かないものが存在しております。これらはそもそも高圧ガス取締法の対象となりませんものですから、これらにつきましては、他の法令による規制のほか、自主基準による保安に私どもは期待をしたいというふうに考えていくべきだと思います。

○小岩井委員 三十七品目ですね。今回指定するのは七品目。三十品目については自主規制に期待をしたいという答弁ですね。

ただ、今回の法改正の中身を見てみると、政令で指定をすることになつてますから追加指定は十分可能ですね。今回必要最低限、七品目をやつた。将来追加指定をする可能性はもちろんあるだろうと思うのですけれども、その点について、どうですか。

○鈴木(英)政府委員 先生御指摘のとおり、ただいまお願いをいたしております改正法案では、この特殊材料ガスにつきまして特定高圧ガスの対象として政令指定ができる仕組みを盛り込ませていただいております。したがいまして、将来消費の実態が生じて、かつ自然発火性とかあるいは自己分解性、強い毒性といった特別の性質を持つて危険であるというようなガスが新たに使われるようになりまして場合には、速やかに政令を改正することによりまして特定高圧ガスの対象とするこれを検討してまいりたいと考えております。

○小岩井委員 前向きの答弁だというふうに理解をいたします。

先ほどの質問にもございましたけれども、高圧にかかる事故についての件数は最近ふえていました。平成二年、現在は七十九件と先ほど言いましたが、二年度から見るともう既に九件ふえております。あと消費先の事故件数、これもふえていますね。そのうちアセチレンの事故がかなりふえていますね。この点についてどう把握をし、要因はどこにあるかということを承りたいと

○鈴木(英)政府委員 先生御指摘のとおり、近年

高圧ガス消費にかかわります事故件数が、やや下がりましたといいますか、かつて四十年代の後半には百三十件を超える災害がございまして、それが

最近では七十件程度に落ちついておつたわけですが、元年には七十六件、平成二年に七十件、本年十月末で既に七十九件ということです。

ございます。その中で、特に溶接・溶断用アセチレンガスの事故を見てみると、元年に二十一件、平成一年に十六件、本年十月までに三十件といいう状況になつておるわけでございます。

ただ、私ども、このアセチレン消費の事故をいろいろ分析をしてみると、設備の不備というよう

りは、むしろ操作上の不備といいますか初步的なミスによるものが多いというふうに考えております。そして、消費に対するいろいろな注意事項の周知徹底を図ることによつてこのアセチレンガスの事故も何とか減らしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○小岩井委員 周知徹底させることによつて事故を減らしていくたいということをあります。もちろんそのとおりだと思いますけれども、一覧表を見させていただいておりますと、昭和六一年が二十件、六十二年十三件、六十三年十九件、元年が二十二件、一年が十六件、ということは、まだことしの末まで日にちがありますけれども、

要するに今まで最高を記録しているというふうに見ていいのですが、これは周知徹底だけで事故を減少させていくことができるのだろうかなどいうふうに、もつとほかの要因があるのかなどといふふうに思つてますけれども、いたいたた数字で

ます。今まで最高を記録しているということになりましたが、二年度から見るともう既に九件ふえてます。あと消費先の事故件数、これもふえてますね。そのうちアセチレンの事故がかなりふえていますね。この点についてどう把握をし、要因はどこにあるかということを承りたいと

思ひます。

底義務を昭和五十四年に課したわけでございます。その結果、五十六年にLPGガスの災害が七百四十四件ありましたのが、もちろんそれだけの理由でございませんけれども、年々減少いたしました。

ではございませんけれども、年々減少いたしました。もちろんこれは周知徹底義務のほうでございませんけれども、年々減少いたしました。ではございませんけれども、年々減少いたしました。

でございました。この間に三分の一弱に減少したわけが実つてきたのだろうというふうに考えております。もちろんこれは周知徹底義務のほうでございました。もちろんこれは周知徹底義務のほうでございました。この間に三分の一弱に減少したわけが実つてきたのだろうというふうに考えております。もちろんこれは周知徹底義務のほうでございました。この間に三分の一弱に減少したわけが実つてきたのだろうというふうに考えております。

さて、私ども、そういった意味で、このアセチレンにつきましても、消費者の周知徹底を行うことでござりますが、この間には三百六十九件という災害にまで減少してきました。この間に三分の一弱に減少したわけが実つてきたのだろうというふうに考えております。

そこで、周知義務を課すわけですが、これは販売業者等に周知義務を課すわけですが、これだけにとどめるのか、この点についても承つておきたいというふうに思います。

○中田政府委員 販売業者の周知義務の対象といつたしましては、スキュー・バーダイビング用の圧縮空気、在宅酸素療法用酸素並びに溶接・溶断用アセチレン、工業用液化石油ガスの四種類を今考えて

いるわけでございますが、この指定の基準といつましましては、一つは、当該ガスの使用者が使用しないままにして災害が現に多発していること、あるいはその可能性があることというのが第一でございま

ます。それから第二に、一般消費者または保安の知識レベルがそれに準ずるような消費者が使用しないままにして災害が現に多発していること、あるいはその可能性があることというのが第一でございま

ます。

なお、これら四品目以外にもこの基準に合致するような消費の実態が生じた場合には、逐次追加の必要性について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○小岩井委員 四品目は、今スキュー・バ用空気ボンベと言いましたが、それから在宅酸素療法用液化酸素、アセチレン、工業用LPGガス、この四品目と

逐次必要に応じて追加をするということですけれども、今度この四品目ということに予定されているわけですから、やるならば、逐次と言わずに、周知義務を課さなきゃいけないと思われるものについては最初から指定したらどうかというふうに思うのですけれども、これはどうですか。

○中田政府委員 現時点での消費の実態からいたしまして、当面規定をしていかなければならぬという品目はないわけでござりますけれども、私も消費の動きを注意深く見守りながら、必要に応じて機動的に指定をしていきたいというふうに考へているところでございます。

○小岩井委員 ちょっとと明確さを欠いている答弁で不十分だと思いませんけれども、次に移ります。

販売業者は、消費者に対する災害防止上必要な事項を周知させる所とありますね。これは具体的な内容はどんなことを考へているのですか。それから、これは予防効果を期待をするわけであります

けれども、それだけで、今考へているものだけで期待できるのかどうかなという、若干疑問があるのですけれども、どうですか。

〔委員長退席 和田(貞) 委員長代理着席〕
○中田政府委員 販売業者の周知義務にかかるままで周知の内容でござりますけれども、消費いたします高压ガスの種類あるいは消費の態様に応じまして、消費設備の管理、点検に関する注意すべき事項、あるいは消費する場所の環境に関する事項、緊急時におけるべき措置に関する事項などを周知せるようにいたしたいというふうに考へています。

○中田政府委員 現時点での消費の実態からいたしまして、当面規定をしていかなければならぬという品目はないわけでござりますけれども、私も消費の動きを注意深く見守りながら、必要に応じて機動的に指定をしていきたいというふうに考へているところでございます。

○小岩井委員 保険確認の役に立つという、かなり自信があるようですね。その点期待をいたしておきたいと思います。

この法改正の中で、販売業者等がその周知義務を怠った場合についてのことが法改正の中に入っていますね。都道府県知事は当該販売業者等に対して勧告ができることとする、勧告に従わなかつていた場合にはその旨を公表することができます。都道府県知事は当該販売業者等に対して勧告ができることとする、勧告に従わなかつていた場合にはその旨を公表することができます。都道府県知事は当該販売業者等に対して勧告ができることとする、勧告に従わなかつていた場合にはその旨を公表することができます。

○鈴木(英)政府委員 この周知義務でございますけれども、私どもやはり、保安というものは自主保安というのが一つございますし、それから、販売業者の方々の努力というのも非常に期待をしております。一例を申し上げますと、ただいま全国にLPGガスの消費者、これが二千三百万世帯ぐらいあるのでございますけれども、そういう一般消費者のところで事故が多いということで、これに何とか最近開発されましたマイコンメーターといふものをつけようということで、実はこれは販売業者の方々を通じまして、大変な御努力をいたしました。この数年で設備設置率が五〇%になる、

非常に山の奥深いような消費者のところまで販売業者がお回りになつてそういう安全器具をつけるというような努力をしておられまして、私ども、この間そういう販売業者の表彰をさせていただきましても、この販売という、営業に直接結びつくとともに、この販売業者の方々を通じまして、大変な御努力をいたしました。この数年で設備設置率が五〇%になる、

非常に山の奥深いような消費者のところまで販売業者がお回りになつてそういう安全器具をつける

というような努力をしておられまして、私ども、この間そういう販売業者の表彰をさせていただきましても、この販売という、営業に直接結びつくとともに、この販売業者の方々を通じまして、大変な御努力をいたしました。この数年で設備設置率が五〇%になる、

非常に山の奥深いような消費者のところまで販売業者がお回りになつてそういう安全器具をつける

というような努力をしておられまして、私ども、この間そういう販売業者の表彰をさせていただきましても、この販売という、営業に直接結びつくとともに、この販売業者の方々を通じまして、大変な御努力をいたしました。この数年で設備設置率が五〇%になる、

非常に山の奥深いような消費者のところまで販売業者がお回りになつてそういう安全器具をつける

というような努力をしておられまして、私ども、この間そういう販売業者の表彰をさせていただきましても、この販売という、営業に直接結びつくとともに、この販売業者の方々を通じまして、大変な御努力をいたしました。この数年で設備設置率が五〇%になる、

非常に山の奥深いような消費者のところまで販売業者がお回りになつてそういう安全器具をつける

というような努力をしておられまして、私ども、この間そういう販売業者の表彰をさせていただきましても、この販売という、営業に直接結びつくとともに、この販売業者の方々を通じまして、大変な御努力をいたしました。この数年で設備設置率が五〇%になる、

非常に山の奥深いような消費者のところまで販売業者がお回りになつてそういう安全器具をつける

というような努力をしておられまして、私ども、この間そういう販売業者の表彰をさせていただきましても、この販売という、営業に直接結びつくとともに、この販売業者の方々を通じまして、大変な御努力をいたしました。この数年で設備設置率が五〇%になる、

例えば、スキュー・バ用空気ボンベ

〔和田(貞)委員長代理退席、委員長着席〕

企業の社会貢献といいますか、そういう熱意から

つきましては、ボンベが非常に過酷な環境下で使

われるわけでございますので、ボンベの管理、点検に十分に注意をするようにといったようなことを考へておきたいというふうに考えておりまして、この

場合罰則はございませんけれども、そういうた

意

ます。

つけましては、ボンベが非常に過酷な環境下で使

われるわけでございますので、ボンベの管理、点

検に十分に注意をするようにといったようなことを考へておきたいというふうに考えておりまして、この

場合罰則はございませんけれども、そういうた

の内容と違いますね。どうですか。

○鈴木(英)政府委員 この答申との関係でござりますけれども、指定保安検査機関制度につきましては、民間検査機関を活用するための道を開くということは重要でありますけれども、まず既存の民間機関の活用から始めるのが適当ではないかと、いう観点から、審議会の答申の中には述べられておりましたけれども、今回は既存機関を活用しようとすることでお願いをしたいというふうに考えておるわけでございます。

○小岩井委員 今回、既存機関を活用するということですね。これは小規模機関の乱立になるおそれがある、経営基盤からも広い地域をカバーするような機関を育成すべきだというふうに思うのですね。この点についてはどうですか、懇談会報告の方が多いのではないかと思いませんけれども、いかがでしよう。

○鈴木(英)政府委員 失礼申し上げました。先ほど答申と申し上げましたが、懇談会報告の誤りでございますので、訂正させていただきたいと思います。

この指定保安検査機関でござりますけれども、私も基本的に近年この特定施設にかかるべき保安検査が定型化が進んでおる、そういうことでも保安検査に際して都道府県の行政的判断が必要ではないのではないかというものが出てきているということも事実でございます。そういうことでありますし、かつ、都道府県の事務の中で保安検査にかかる事務量が非常に増大してきておるというようなことで、都道府県の中ではこれが他の業務の妨げになつておるということもあります。そんなことから何とか指定保安検査機関を活用してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

ただ、御指摘のように、小規模なものが指定されると非常に中立性といったような点で問題がありますとか、いろいろな問題がございます。私ども、指定保安検査機関の指定につきましては、公益法人のうちで通産省令で定める検査員とか検

査設備を十分に有しているかどうか、あるいは検

査能力が十分担保されているかどうかというようなことを確定をいたしまして指定をしてまいりましたことを考えておりますしかつ、検査員に公務員と同様の守秘義務を課すこと等により中立性を担保することとしたいと思っておるわけでございます。そういった意味で、ただいま都道府県の中に

は都道府県所管の高圧ガス関連公益法人がありまして、ところの都道府県高圧ガス保安協会とか、都道府県のLPGガス協会でありますとかLPGガスの認定調査機関等がござりますけれども、そういうものから厳選をいたしまして指定保安検査機関の認定をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○小岩井委員 私は、むしろ都道府県でやるべきではないかと思うのですね。第三者機関に移していくということについて問題はないのかなどいうふうに思うのですよ。これは行革なりあるいは民間活力を導入する、そういう考え方でやっているのでしょうか。

○鈴木(英)政府委員 先ほど申し上げましたように、この指定機関につきましては、一つは検査の内容がかなり定型的になつてきているものもございまして、そういう意味では都道府県の持つておられます力をむしろそういう一定型的な検査よりも、より指導的な監督あるいは保安検査その他のことに振り向いていただきたいというようなことで保安検査にかかる事務量が非常に増大してきておるというようなことで、都道府県の中ではただのが望ましいといつてもござりますでしょ

うけれども、片っ方でやはり民間活力を活用いたしまして、行財政改革の趣旨にも沿うといったようなことで、先ほど申し上げました通産省令の基準に合うものであればこれを活用してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○小岩井委員 その場合、先ほど答弁ありました

○鈴木(英)政府委員 先ほど申し上げましたよう

に、もし指定保安検査機関を指定いたしますとしますれば、検査員に公務員と同様の守秘義務等を課すことによりまして中立性を保つていただきたいと考えております。かつ、やはりこの保安の問題といいますのは、それに携わる方の熱意、これによつて保安が担保されるといいますか、い

やしくも人命にかかわりますような保安に関して中立的立場を損なうような検査員がおられるとは私ども想定をしておりませんで、やはり人命尊重の立場から、指定された暁には中立的な立場でやついただけるものと信じておる次第でございます。

○小岩井委員 それでは、この法律は昭和二十六年に制定されているものですね。この二十六年以降、第一種製造者と第二種製造者の境界となる処理量三十立米ですか、これは現在でも変更されていませんね。現在の経済規模と比較してどうですか。どう考えますか。

○鈴木(英)政府委員 三十立米の規定につきましては、変更いたしておりません。先生御指摘のよう、経済規模が変わつておりますけれども、やはり保安の問題に関しましては経済規模がたとえ大きくなろうとも、あるいは小さくなろうとも、一定の設備に対してもいろいろな義務を課していくことが大事であろうと考えておりますので、今のところこの三十立米という方向で進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○小岩井委員 これは将来検討課題だといつても御指摘申し上げておきます。

○若林説明員 御説明申し上げます。

福をお祈りいたしますとともに、負傷された方に心からお見舞いを申し上げます。

先生御指摘の事故の原因でございますが、現在研究機関に対する施策については十分じゃないところになりますが、保有をしておるという状況でございます。これは、保有をしておるという状況でございますが、この保管状況、取り扱い状況でございますが、これはボンベ専用のボックスに保管し、さらにはランガス等について、一番よくこれを使用しておられます国立大学の工学関係学部について調査いたしましたところ、三十一学部、五三%でございますが、保有をしておるという状況でございます。

その保管状況、取り扱い状況でございますが、これはボンベ専用のボックスに保管し、さらにはチエーンロックをして保管する、さらには換気扇装置を設置し、ガス漏れ警報器を設置するなどして保管しているというのが一般的の状況でございま

す。

○小岩井委員 どちらかというと大学についての研究機関に対する施策については十分じゃないところになりますが、事故原因、きっかけの爆発事故について伺いますが、事故原因、きっかけを解説されているのかどうか、これについて伺います。

○若林説明員 御説明申し上げます。

初めに、大阪大学基礎工学部におきまして爆発事故が発生し、死傷者を出したことはまことに遺憾でございまして、亡くなられた方々の御冥

福をお祈りいたしましたとともに、負傷された方に

おきたい。

予算上の問題についてはこれは大臣に承つておきたいというふうに思いましたけれども、さらに大臣には、先ほど不十分な点を全部指摘をしてきましたから、指摘をしたことを全部挙げろとは申し上げません。指摘をしたことを含めて、この法律が成立して以降の施行についての決意について大臣にひとつ承つておきたいというふうに思いました。

○工藤説明員 お答え申し上げます。

大学における安全管理あるいは保安体制はどうなっているかということでございますが、国立大学におきましては教職員について人事院規則に基づきますほか、文部省健康管理規程というのを定めておりまして、安全管理者の設置あるいは安全管理規程の作成、安全教育の実施、各種安全管理のための委員会の設置等を行つてあるところでございます。これまで、先ほど専門教育課長が申し上げましたように、既に指定されております高圧ガスにつきましては、その安全管理につきましては、その規定に基づきまして適宜適切を期して法令の規定に基づきまして適宜適切を期しているところでございますが、先生御指摘のようにその背景として予算措置等教育、研究環境の問題があるのではないかということでございますが、大阪大学の案件につきましてはただいま関係当局におきまして原因究明中でございますのでコメントを差し控えさせていただきますが、ただ、御案内のように国立大学の施設を含む教育、研究環境の悪化につきましては私どもも憂慮しているところでございまして、来年度概算要求におきまして、特に限られた財源の中ではござりますけれども、施設整備を重点的に行なうなど努力してまいりたいと思っておる所存でございます。

○鈴木(英)政府委員 先ほど先生から御指摘がありました取扱主任者の件でござりますけれども、取扱主任者の業務は、特定高圧ガスの消費にかかる保安に関する業務を管理することにござります。一般的に言いまして、この法体系から言いまして、学生でありましても取扱主任者の資格要件

を満たす者もいると考えられますけれども、大学において学生は保安に関する業務を責任を持つて管理する立場にはないというようなことから、取扱主任者は教授とかあるいは助教授等大学側から選任をしていただきたいというふうに考えていましたが、最近半導体の研究というようなことで、あいつた特殊材料ガスを使うような状況に非常になってきておるわけでござりますけれども、私ども、先ほど申し上げましたようにたゞいま都道府県に、大学関係で特殊材料ガスを使用している研究室等に対する立入検査をしてもらいまして、いろいろな実態の把握に努めております。また、大学が最近半導体の研究というようなことで、あいつた特殊材料ガスを使うような状況に非常になってきておるわけでござりますけれども、私ども、先ほど申し上げましたようにたゞいま

まで、あいつた特殊材料ガスを使うような状況に非常になってきておるわけでござりますけれども、私ども、先ほど申し上げましたようにたゞいま都道府県に、大学関係で特殊材料ガスを使用している研究室等に対する立入検査をしてもらいまして、いろいろな実態の把握に努めております。事は人命にかかる問題でございますので、早急な改善が必要であろうと考えまして、文部省さんとも十分相談をしながらこのための対応を図つていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○渡部国務大臣 今回の改正は、近年の事故発生の状況、特に高圧ガス利用分野の拡大等を踏まえて、事故の根絶のために必要な制度改正を行なうとしておるものでございます。今後改正法の施行においては、ただいまの先生の御指摘等を十分に念頭に置きまして、対象機種の実態を踏まえたきめ細かな対策を講ずることによって高圧ガス保安の確保に万全を期してまいりたいと存じます。

○小岩井委員 ありがとうございました。終わります。

○武藤委員長 大畠章宏君。

○大畠委員 日本社会党の大畠章宏でございま

ります。これまで日本に同調していたECもこのアメリカ案に賛成といいますか理解を示しているというような情報も入っているわけあります。大臣御存じのとおり、今、日本の独特の流れ形態として出現したレンタル業、これはいろいろな論争を呼んでおりますけれども、現在では、レコードあるいはCDを含めて有力な流通システムとして定着して、年間百億円にも及ぶ著作権使用料の支払い等が発生しているというのも実態でございます。

そういう中で、このレコードレンタル業というのは、ドイツ以外では諸外国に例がないというところから国際的な風当たりも強く、今いろいろそういう意味でアメリカがガット・ウルグアイ・ラウンドの中に含められて、今いろいろそれが、昨日参議院の方の文教委員会におきまして我が党の同僚議員が質問したところ、文部大臣から、大臣も御案内のとおり、レンタル制度を維持していくという立場を明らかにしたということではありますが、通産大臣としてこのレコード等のレンタル業、大変重要な課題でございますので、どういう姿勢でこのウルグアイ・ラウンドに臨まれようとしているのか、決意をお伺いしたいと思います。

○渡部国務大臣 レコードレンタル権問題で、アメリカは我が国の報酬請求権に伴つたレンタル権制度自体に強く反対しております。TRIP、知的の有権に関する交渉でございますが、この場所で、排他的貸与許諾権のみを規定すべく、依然強硬にわってきましたということが先ほど説明がありました。また、昭和五十年の改正がこの高圧ガス取締法の最後の改正であります。その後、高圧ガスに対する一般消費者の知識不十分等のためのいわゆる取り扱いミスの事故が多く発生しているという増して、地域社会や国民生活に広く浸透して、この高压ガス保安行政を取り巻く情勢も大きく変化してきたということが先ほど説明がありました。また、昭和五十年の改正がこの高圧ガス取締法も、いろいろと時代とともに取り扱う量が急増して、地域社会や国民生活に広く浸透して、この高压ガス保安行政を取り巻く情勢も大きく変化してきたということが先ほど説明がありました。また、昭和五十年の改正がこの高圧ガス取締法の最後の改正であります。その後、高圧ガスに対する一般消費者の知識不十分等のためのいわゆる取り扱いミスの事故が多く発生しているとい

うようなことがございました。この改正案が提案された背景ですとかあるのは事故の最近の状況、あるいは事故原因の調査分析等についてお伺いをいたしました。また、昭和五十年の改正がこの高圧ガス取締法の最後の改正であります。その後、高圧ガスに対する一般消費者の知識不十分等のためのいわゆる取り扱いミスの事故が多く発生しているといふことの実態を踏まえて、ぜひその方向で力強く取り組んでいただきたいということをまず要望する次第でございます。

それでは次に、本題であります高圧ガス取締法の改正案に対する質疑をしてまいりたいと思います。

ただいま、同僚であります小岩井議員からもお話をありましたように六千軒に及ぶそういう仕事をしている人がいるわけでありますから、そういうことの実態を踏まえて、ぜひその方向で力強く取り組んでいただきたいということをまず要望する次第でございます。

それでは次に、本題であります高圧ガス取締法の改正案に対する質疑をしてまいりたいと思います。

申し上げたいと思います。

そこで改めて、本題であります高圧ガス取締法の改正案に対する質疑をしてまいりたいと思いま

す。

ただいま、同僚であります小岩井議員からもお話をありましたように六千軒に及ぶそういう仕事をしている人がいるわけでありますから、そういうことの実態を踏まえて、ぜひその方向で力強く取り組んでいただきたいということをまず要望する次第でございます。

それでは次に、本題であります高圧ガス取締法の改正案に対する質疑をしてまいりたいと思います。

そこで改めて、本題であります高圧ガス取締法の改正案に対する質疑をしてまいりたいと思いま

は、特殊高圧ガスの消費についての事故防止——つですね、二つ目が高圧ガスの一般消費先での事故防止、三点目が、幅広く産業界で使用されているアセチレンガスやLPガスに伴う事故防止、それから四点目がガス事業者の保安活動強化、そして五点目が、技術の向上並びに安全性の向上に伴う規制の簡素化、合理化と理解してよろしいでしょうか。まずお伺いしたいと思います。

モノシリランでありますとかジボランあるいはアルシン等の七種類の特種材料ガスを消費する者に届け出義務を課す、それとともに消費施設の技術基準の維持義務でありますとか、あるいは保安教育の実施義務、取扱主任者の選任義務、それから定期的自主検査の実施義務、こういうものを課すことになります。

いガスによります事故につきましては、具体的には技術基準、これは省令で定めることになつておまりまして、この省令の中で事故の原因を十分踏まえて対応してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○大畠委員 この技術基準並びに省令等で十分対応可能だらうというお話でありますけれども、大変悲惨な事故が発生しまして日本の将来を担う学

う火がなくても発火あるいは爆発するといった性質をいつておりまして、モノシリランでありますとかジシリランでありますとか、あるいはホスキン、こういうものがこの性質を有しているわけございます。

○鈴木(英)政府委員 先生御指摘のように、最近の高圧ガスの事故の下げどまり傾向、あるいは特殊材料ガスといった新しいタイプのガスが産業界あるいは大学、研究所で使われ始めたというような時代背景を受けまして、私ども、この特殊材料ガス対策、あるいは、先生もおっしゃいました高圧ガス消費先における保安の対策、あるいは、事業者が行います保安活動の強化、さらには、高圧ガス保安協会の業務範囲の拡大等を中心にいたしまして、保安の確保を図つてまいりたいと考えておるわけでございます。

学も含めてでありますけれども、保安確保上必要な消費施設を用いることが義務づけられますし、また、定期自主検査の実施も義務づけられることになりますて、施設が安全に維持されることになりますのでないかというふうに期待しておるわけですがござります。

さらに、こうしたハードな面以外に、取扱責任者の選任でありますとか、あるいは従業員に対しまして、保安教育が義務づけられるということになりますので、保安上必要な知識を持つ者が施設を取り扱うことになります。加えて、都道府県へこう

生が「二人」になりましたし、そういう意味では、ほかにもガス事故で亡くなっている方がたくさんおられますので、できる限り再発防止といいますか、同じような事故で人命が損なわれない、そういう観点から、通産省としてもせひしっかりと事故原因を分析して対応策を練つていただきたいと思います。

○渡部国務大臣　今政府委員から説明がありましたが、まさに人の命は地球より重いのでありますから、このような事故で人命が殺傷せられると、いうようなことがあってはならないことであ

ス体でございますけれども、この物質の化合が非常に不安定でありまして、圧力上昇、温度上昇等によりましてみずからが分解をする、こういうものがござります。分解をいたしましたと、それに伴つて発熱が生じますので、さらにつこの発熱によつて急速に膨張をする、こういった自己分解性を持つてゐるもののがござります。これの例といたしましては、例えばジボランでありますとかモノケルマシン、こういったものがこの自己分解性を持つております。それから、最後の三つの分類でございますけれども、この物質の化合が

さらに、一言加えさせていただきますと、時代の変化とともに、技術の進歩あるいは国際的な環境条件の変化等もございますので、一部高圧ガス輸入手続の簡素化ありますとか、あるいは安全性の高い高圧ガス設備にかかる規制の緩和でありますとか、あるいは容器証明書の廃止であります

いう消費についての届け出を義務づけるといふことによりまして、今度は都道府県サイドでも、事業者の技術基準の遵守の状況でありますとか自主検査の実施状況でありますとか、あるいは保安教育の実施状況について、立入検査等の実施によりまして実態を的確に把握できることになりますの

りますから、先生の今の御指摘を十分に踏まえて、この法案を通していただき、また、これを施行するに当たっては、今の先生の御注意を十二分に含頭に置きながら、このような事故が二度とないよう、全力を尽くして頑張つてまいりたいと思います。

れども、強い毒性を有しているものがござります、
代表的な毒性ガスであります塩素と比べまして、
約十倍といった極めて強い毒性を持つものがござ
いまして、その例には、アルシンあるいはセレン、
化水素等が挙げられるわけでございます。

すとか、そういった合理化も図らせていただきた
いというのが今回法改正を御提案申し上げており
ます背景でございます。

で、所要の指導を行うことが可能になるといううえに考えております。

○大臣委員 それから そういう意味でちよつと
何点かお伺いしたいと思うのですけれども、いろ
いろガス事故がありますが、ガスの危険性という

今回のこの改正の中に、容器の内容等を示す添付資料といいますか保証書といいますか、そういう紙をなくして、容器そのものに刻印をすると

○大島委員　今回の法案提出の背景並びに状況等についていろいろ御回答があつたわけであります
が、端的に申し上げまして、今回の法改正で大阪

阪大学で発生したような事故の再発防止に万全を期してまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

ものを大まかに分けると何種類あるのでしょうか。注意しなければならないガスの種類であります。

いう話でござります。その内容も、先ほど答弁の中からお伺いしますと、ガスの種類ですとかナンバーですとか圧力、製造者、材質、耐圧試験で才

大学での事故等の再発防止はできると考えておられますか。

○大畠委員 今、大阪大学のガス爆発事故については、その原因がまだ調査中であるので明確に言

○鈴木(英)政府委員 今回問題になつております特殊材料ガスの危険性の区分でございますけれど

ね。耐圧試験の内容についてはその刻印が難しい
といふお話をありましたけれども、いずれにして

○鈴木(英)政府委員 大阪大学で発生いたしました事故は、まだ原因究明が必ずしも十分なされておりませんけれども、モノシランの爆発によるも

えないけれどもと、いうお話をありましたけれども、そうなりますと、この大阪大学の事故の原因分析をして、この法案ではカバーし切れないよう

第一に、特殊材料ガスの自然発火性でございま
も、私ども、大きく分けまして三つほどあるとい
うふうに考えております。

もこの中には今おっしゃったような危険性といふものを表示するものがいいのですが、私は、どうせ刻印をするならば、例えば今お話をありました

のとくふうに現段階では推定をされておるわけ
でござります。

な内容が万一あつた場合には、そのときはどういうふうにされますか。

す。自然発火性と申しますのは、空気その他の支
燃性のガスとこの問題のガスが接触しました場合
に、たとえ発火源がなくても、マッチとかそういう

自然発火ですかと自己分解、毒性、せめてそういうものは表示しておけば——私も工学部を出ていますが、モノシランガスというのは、この委員会

での法案が出されるまで私は知りませんでした。したがって、恥ずかしいことかもしれないけれども、モノシランガスということが容器に表示されていたとしても果たして何人の人が、これは自然発火性のガスなんだ、したがってこれは取り扱いを注意しなきやと思うか。いや、そういう特殊なガスを扱う人は既にそういうガスの危険性を十分知っている人しか扱わないのだと言うかもしれないけれども、私は、こういう事故対策というときには、なるべく、全く一般の人が携わったとしても、よりその危険性に気づくような対応策をとるのが事故対策じゃないかなと思うのですが、そういう点で、この事故を契機として、この対策案としてこの法改正をするならば、せめて今おつしやった三つの、自己発火性ガスです、あるいは自己分解性ガスです、あるいは毒性です、あるいは二つだけでも、毒性の強いガスあるいは爆発性の強いガスとか、そういう一般的の素人の方でもその容器の表示を見れば注意することができるような対応策をなぜこの刻印の中に入れなかつたのか、それについてお伺いしたいと思います。

○鈴木(英)政府委員 この容器でござりますけれども、私ども、一般的には、特にこの特殊材料ガスが使われます現場といいますのは、半導体産業、いわゆる先進産業でありますとかあるいは最高学府であります大学等、極めてこういうことに対して知識の豊富な方がお使いになる場合が多いのではないかというふうに考えておるわけでござります。ただ、もちろんこの容器に必要な表示をすることは非常に大事なことでござります。

この容器の表示につきましては、最初に容器検査を行った段階で容器検査を行つた者が行う表示と、それから今度は、容器検査に合格しました後、所有者が行う表示と二つに分けられるわけでございまして、容器検査を行つた場合には刻印制度によつて、先ほど申し上げました合格の記号でありますとか実施者の符号でありますとか充てんガスの種類でありますとか、その他所要のことと刻印

をするわけでござります。その後、容器検査に合格した後に所有者が行います表示といたしまして、ガスの種類とともにポンベを塗色いたしますとか、あるいは充てんするガスの名称を書き込む、字、これは燃えますよという字、あるいは「燃」、これは毒性がありますよという字を書かせることがあります。これは燃えますよという字を書きることにいたすことによつて、そのような間違いが起らぬようにしてまいりたいとござります。

○大島委員 そうすると、刻印の種類の中には入つていませんけれども、そういう毒性が強いもの、あるいは可燃性といいますか自己発火性、自己分解性、そういうものについては、今お話をありましたとおり、「毒」とかあるいは自然発火性とか、一般の人が見てもわかるような塗装といいますか、文字を記入するという、そういう規定がどこかに入るということですか。

○鈴木(英)政府委員 これは従来からも実は行なっております、そういう意味でのこのポンベのところに、ちょっと私基準を失念いたしましたが、かなり大きな字でそういう表示をするということになつております。

○大島委員 わかりました。タンクローリーとかなんかでは、確かにマル危とかなんかそういう記号がありますが、ぜひそういう、一般の人を見てもらおうかがわかるような表示をしていただきたいことを強くお願いしておきたいと思います。

それから、そういう方向がさればいいと思う

意図では、ぜひ一般の人が見てもわかるような表

示、そういう表示でもつてこの事故の再発防止を図るんだという姿勢で、今後、省令ですとかそういう基準等については考えていただきたいということもあわせて要望しておきたいと思います。

それから、容器の耐用年数等については今の刻印等の中には入つていなかつたような感じがするのですが、この容器の耐用年数の基準ですとか確認はどういうふうな形でやるつもりか、お伺いします。

○鈴木(英)政府委員 容器の耐用年数の御指摘でございますけれども、結論から申し上げまして、実は容器の耐用年数は決めておりません。これは、容器の扱わわれ方でありますとかあるいはガスの種類等によって、容器が使用不能になる時期がそれ異なるということでござりますので、一律になかなか決められないということでござります。それじゃ安全が担保できるのか、こういうことになりますけれども、私ども、耐用年数にかかるものといたしまして、容器再検査というのを定期的に行つております。もちろん、容器再検査に合格をしなければ、それはもう容器として使えないのでござりますので、そういうことによつて実質的に劣化した容器が使われないような措置を講じておる次第でござります。

○大島委員 わかりました。小岩井委員の方からもこの取扱主任者の話が出ましたけれども、例えば教授ですが、そなりますと、第二十八条において取扱主任者の設置をしなきやいかぬということでござります。先ほど、小岩井委員の方からもこの取扱主任者の話が出ましたけれども、例えは教授で

すが、そなりますと、第二十八条において取扱主任者の設置をしなきやいかぬということでござります。先ほど、小岩井委員の方からもこの取扱主任者の話が出ましたけれども、例えは教授で

は要望にしておきますが、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、今回の特定高圧ガスの認定に伴いまして幾つかの義務が課せられるわけであります。が、例えば今のお話のように、取扱主任者の設置ですとか、そういうのがあるのですが、果たしてそういう今回の法案のベースに本当にそういう体制がとられているかどうか。それをどの部署がどういう方法で点検をするといいますかチェックをするのか、フォローアップをするのか。

それと、その対象箇所というものは今どのくらいの箇所数なのか、それをあわせてお伺いしたいと思います。

の確認でございますけれども、これにつきましては、まず特殊材料ガスの消費の届け出をいうものが都道府県知事に出されるわけでございます。これによりまして、実態、実数が確認される、その上に都道府県知事が行政指導といいましょうか検査等も行って遵守状況を確認するということになります。

この遵守状況を確認する対象でござりますけれども、現時点での想定ではおよそ九百件ほどの消費の実態があるだろうというふうに見ていくわけですがござります。

○大臣委員 私が質問させていただいたのは、まあ九百件はわかりました、それから都道府県といふのもわかりましたけれども、その都道府県の担当者がそうすると九百件をずっと点検に回るのであります。例えば一年三百六十五日とすると、一人でやるとしたら、一日に二ヵ所ぐらいずつ全部点検をして、ちゃんと取扱主任が入っている、あるいはそういう詳細な規則等についても、設備等についてもきちんとやっているとか、そういう点検はどういう形でされるのかあるいは新たに人を県として雇わなければならないのか、そこら辺は実態はどうですか。

○中田政府委員 実質的には、届け出をいただまずして、この届け出の概要を審査させていただく

わけでござりますけれども、その内容いかんによりまして巡回して指導をしていくということになります。これは都道府県の能力と現実に都道府県内におきます各種の事業者の数とのバランスということもありますからね。それで、年に一回ぐらいの立入検査を行うということになります。
○大島委員 そうすると、各都道府県がその立入検査等を実施するということですね。そうなりますと、例えば、私も前県会議員をやつていましたけれども、県の方のコストが今度はふえるわけですね。そこら辺の県に対する助成といいますか、新たにそういう仕事がふえるわけですから、例えまた同じ職員の中でもやれというと、今いろいろ労働時間の問題も出ていますが、いずれにしてもそういう予算措置を伴った形でこれは実施されようとしていますが、それを伺いたい。
○中田政府委員 私どもこれまでのところ都道府県からお伺いしている範囲では、現在の体制で何とかこなしていく、経過措置が若干ございますが、そのようなふうに承っております。
○大島委員 公式に通産省から問い合わせがあれば、そういう答えをもう往々にしてしなければならないという状況なんじやないですかね。実際は担当者の方は、またこれは仕事がふえる、人が来るのが、いややっぱり今の中だとくやるんだと言われたら、これはやらざるを得ないかもしれないけれども、そういう人的な予算措置、いわゆる本当に、先ほどの原点に返りますと、高圧ガスをベースとした事故が起つた、したがつてその事故をどうやつたら再発防止ができるだろうかという観點から今回の法案改正が行われたと思うのですが、そなれば実効あるものにさせなければならぬんですね、理論的に正しくてもそれが実際に行われなければ再発防止になりませんから。そうなつてくると、実際に九百件というところを各県が担当してチェックに回らなければならぬ。そうなるとやはりお金がかかるのですね。それを今までやっておけよというのは、これはやは

り現在の担当の方にとつてはより仕事量があふる。現在の仕事を持っておりますから、やはり現在の仕事を中心として片手間にやるということにはなつてくるのじやないですかね。そういう点では現在の中でもやつておけというのではなくて、きちっと予算措置もすべきじやないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○中田政府委員 御指摘の予算措置につきましては從来から高圧ガス取締法に基づきます手数料取扱いと、それからまた事務の増大も含めました国から地方交付税交付金といったよなことで都道府県の一般財源でやつていただいておるわけでございますが、委員御指摘のとおり、事務量の増大等、そういうものにつきましては私どもも非常に合理化を進めていかなければならぬといふふうに思つておるわけでございます。今般の改正法でも各種手続の簡素合理化等も含まれておるわけでござりますけれども、これにとどまらず、省令段階まで含めましてこの都道府県の事務の合理化、手数を軽減して災害防止のために本当に大事なところにこのエネルギー、パワーというものが向けられる

ような手当てをしていきたいというふうに考えております。

体として何とか年間千八百時間の労働時間に短縮しようとして動いておりますので、そういうものも念頭に置きながら、どういう形で、その千八百時間の労働時間短縮も、そしてこの事故対策もどうするか、そういうことを念頭に置いて実際の現場といいますか担当の方が困らないように配慮しながら、予算措置等も含めてぜひお願いしたいということを要望しておきたいと思います。

次に、ちょっとここで、この特殊高圧ガスの消費先での事故としての大坂大学の事故がベースとしてこの法案の提出時期が早まったと聞いていますが、ちょっと文部省の方にこの問題についてお伺いしたいと思います。たしか文部省の工藤さんもお見えになっていますね。

一つは、先ほど小石井さんの方からありますたけれども、今回の事故の再発防止策をどういうふうに考え、どういふうな指示を出したのか、先ほどちょっと、全国にそういう指示を出したということがありますが、その状況と、それからもう一つ、この法案が通った場合に大学としてはどういう実際の行動をしようとしているのか。例えば取扱主任者ですか、あるいはいろいろな装置等の点検ですとかなんかもしなければなりませんけれども、お金的な、予算的な裏づけのある行動がとられようとしているのか、そこ辺の受け入れ体制をお伺いしたいと思います。

○工藤説明員　お答え申し上げます。

先ほどもお答え申し上げたところでございますけれども、今回の事故以前から私ども大学における安全管理につきましては指導してまいったところでございますが、悲惨な事故を教訓にいたしまして、改めまして各関係の学部長会議、さらには先般國立大学長全員がお集まりの会議もございましたし、事務局長が全員お集まりの会議もございましたので、そういう会議で改めて各大学における全学的な安全確保、安全点検についてさらに徹底を図りますようお願いを申し上げたところでございます。

ただ、残念なことにといいましょうか、大阪大学の事故につきましては、目下原因究明中でございますので、その再発防止のためにいかなる手段がさらに必要なのかどうかということの細部につきましては、まだ不明な部分もあるわけでございますけれども、今回の法案が成立いたしますと、これまでの特定高圧ガスの取り扱いと同様のような安全管理の規程にのつとりました体制整備を図りますほかに、さらに実際にどのような措置を講ずればいいのか、原因究明を待ちながら必要な措置を講ずるつもりでございます。

ただ、私ども若干懸念しておりますのは、先生が、大学以外の研究機関におきましても、教育、研究というはある程度研究者等の自発性に基づく御指摘のように、大学は特にそうでございますが、大学以外の研究機関におきましても、教育、

一つは、先ほど小岩井さんの方からもありましたけれども、今回の事故の再発防止策をどういうふうに考え、どういうふうな指示を出したのか、先ほどちょっと、全國にそういう指示を出したということになりますが、その状況と、それからもう一つ、この法案が通った場合に大学としてはどういう実際の行動をしようとしているのか。例えば取扱主任者ですが、あるいはいろいろな装置等の点検ですとかなんかもしなければなりませんけれども、お金的な、予算的な裏づけのある行動がどうしようとしているのか、そこら辺の受け入れ体制をお伺いしたいと思います。

○工藤説明員　お答え申し上げます。

先ほどもお答え申し上げたところでございますけれども、今回の事故以前から私ども大学における安全管理につきましては指導してまいったところでございますが、悲惨な事故を教訓にいたしまして、改めまして各関係の学部長会議、さらには先般国立大学長全員がお集まりの会議もございましたし、事務局長が全員お集まりの会議もございましたので、そういう会議で改めて各大学における

る全学的な安全確保、安全点検についてさらに徹底を図りますようお願いを申し上げたところでございます。

学の事故につきましては、目下原因究明中でござりますので、その再発防止のためにいかなる手段がさらには必要なのかどうかということの細部につきましては、まだ不明な部分もあるわけでござりますけれども、今回の法案が成立いたしますと、これまでの特定高圧ガスの取り扱いと同様のような安全管理の規程にのつとりました体制整備を図りますほかに、さらに実際にどのような措置を講ずればいいのか、原因究明を待ちながら必要な措置を講ずるつもりでございます。

ただ、私ども若干懸念しておりますのは、先生も御指摘のように、大学は特にそうでございますが、大学以外の研究機関におきましては、教育、研究というはある程度研究者等の自発性に基づく

きまして自由な形で、できるだけ制約のない形で行われることが望ましい部分もあるわけでござりますので、余り危険防止ということが前面に出ますので、その辺の兼ね合いを考えながら、実際にどういう手当てを、あるいは通産省でお決めになる省令等の細かい規定の上でどういうふうな指針をつくっていただきか、大学や通産省とも御連絡、御協議いたしながら適切を期してまいりたいと思つてはございます。

○大島委員 確かに余り自由度を阻害すると研究も非常に制約を受けるというのはわかるわけあります。親にとつては、とにかく自分の息子が事故で亡くなつたという意味では、非常に悲しい事故であるけれども、一度とそういう事故を起こしてほしくないというのがやはり御両親の今の気持ちだと思います。そういう意味からすると、確かに研究の自由度を阻害してはいかぬですけれども、人の命が亡くなっているわけですから、そういう意味で、文部省の方としてもいろいろ兼ね合いがあるでしようけれども、とにかく徹底した再発防止には取り組んでいただきたいなということを御要望申し上げておきたいと思います。

それから、これはこの法案とはちょっとそれますが、今十一月ですから学生さんは卒論の真っ盛りだと思いますが、この亡くなられたあるいは負傷された学生さんそれから周りで一緒に研究して卒論を書いていた、こういう学生の卒業論文ですかとかそういうふうなものの配慮というのは今されておりますか。要するに、来年の二月からそこらにはもう卒論を出さなければならないと思うのですが、そこら辺の手厚い救援措置といいますか、それはされているのでしょうか、どうでしよう。

○工藤説明員 お答え申し上げます。

先生のおっしゃった趣旨が、先般の大坂大学の事例に見られましたように、大学院生に対しても上

級生が指導に当たるとかいう形の指導形態が見られておりませんので、いわばボランティアとして行なうことには困るなどいう部分の他方にござりますので、その辺の兼ね合いを考えながら、実際にはどういう手当てを、あるいは通産省でお決めになる省令等の細かい規定の上でどういうふうな指針をつくっていただきか、大学や通産省とも御連絡、御協議いたしながら適切を期してまいりたいと思つてはございます。

○大島委員 確かに余り自由度を阻害すると研究も非常に制約を受けるというのはわかるわけあります。親にとつては、とにかく自分の息子が事故で亡くなつたという意味では、非常に悲しい事故であるけれども、一度とそういう事故を起こしてほしくないというのがやはり御両親の今の気持ちだと思います。そういう意味からすると、確かに研究の自由度を阻害してはいかぬですけれども、人の命が亡くなっているわけですから、そういう意味で、文部省の方としてもいろいろ兼ね合いがあるでしようけれども、とにかく徹底した再発防止には取り組んでいただきたいなということを御要望申し上げておきたいと思います。

それから、これはこの法案とはちょっとそれますが、今十一月ですから学生さんは卒論の真っ盛りだと思いますが、この亡くなられたあるいは負傷された学生さんそれから周りで一緒に研究して卒論を書いていた、こういう学生の卒業論文ですかとかそういうふうなものの配慮というのは今されておりますか。要するに、来年の二月からそこらにはもう卒論を出さなければならないと思うのですが、そこら辺の手厚い救援措置といいますか、それはされているのでしょうか、どうでしよう。

○工藤説明員 お答え申し上げます。

先生のおっしゃった趣旨が、先般の大坂大学の事例に見られましたように、大学院生に対しても上

今までのお話は特定高圧ガスについてであります。が、高圧ガス、いわゆるアセチレンガスですとかLPGガス、こういうものについての事故防止についてちょっとお伺いしたいと思います。

○中田政府委員 周知の方法につきましては、販売者が消費者と日常接觸しておることでござりますので、消費者に対しまして年に一回以上周知内容を記載した書面を直接に手渡していくなど、いろいろと上げさせていただくとか、あるいは学術振興会というところで特別研究員という制度ですぐれた若手の研究者に対する支援制度がござりますけれども、それの処遇改善をさらに徹底するとか、いろいろな手当てを考えてまいりたいと思つてはございます。

○大島委員 私もいろいろこれまで事故対策といふことを考えておりました。

○中田政府委員

これまでお話を特定高圧ガスについてであります。が、高圧ガス、いわゆるアセチレンガス、LPGガス等の事故の原因分析を、その産業界の方々から上級生等に対する配慮、どのようなものがあるかということかと存じます。

これは御承知のように現在のところ特に制度がございませんので、いわばボランティアとして行なわれている部分がかなりあるわけでございませんが、私は第十四条の二ですね、これが第十四条の二ですね、この助言でござりますと、か助教授、教授の先生方が指導いたしますのはもちろんそれなりの待遇があるわけですが、私ども来年度の概算要求におきまして、正規の助手でござりますと、か助教授、教授の先生方が指導いたしますのはもちろんそれなりの待遇があるわけですが、上級の大学院生が後輩に指導するような場合の手当につきまして、ティーチングアシスタントという制度を新たに設けましてその労に報いるような形の待遇改善を図つてしまつたとお伺いしているほかに、限られた財政事情ではござりますけれども、大学院生の奨学金を幾らかなりと上げさせていただくとか、あるいは学術振興会というところで特別研究員という制度でそのままの待遇改善をさらに徹底するなど、いろいろな手当てを考えてまいりたいと思つてはございます。

○中田政府委員

周知の方法につきましては、販売者が消費者と日常接觸しておることでござります。

○大島委員

周知の方法につきましては、販売者が消費者と日常接觸しておることでござります。

○中田政府委員

周知の方法につきましては、販売者が消費者と日常接觸しておることでござります。

○大島委員 それから、今度はガス事業者に対する保安活動についてお伺いしたいと思いますが、今回ガス事業者自身保安教育をするという内容はどういうものをお考へておられるのでしょうか。

○中田政府委員 保安教育につきましては、従来から第一種製造者は都道府県知事に届け出た保安業務計画に基づいて従業者に保安教育を施さなければならぬということになつておるわけでござりますし、また第二種製造者は、販売業者、特定高圧ガス消費者等もその従業者に対して保安教育を施さなければならぬということになつておるわけでござります。

○大島委員 この内容でござりますけれども、それぞれ取り

扱う高圧ガスの種類に応じましてこのガスの性質、設備の操作方法、高圧ガスを取り扱う際の注意事項、緊急時の対応措置等々をその内容と考へておるわけあります。

○大島委員 わかりました。

それから、先ほどのお話と同様であります。

このガス事業者がこの法案に基づいて保安教育で

すと/orそれを実際に実施しているというような状況はどういう形でだれがフォローアップするので

すか、それを伺いたいと思います。

○中田政府委員 危害予防規程の実施状況と同様

でございまして、都道府県におきます担当職員の

保安検査の際等に行われるということになります。

○大島委員 これも先ほどと同じですが、そういう意味ではどうも千八百時間の労働時間短縮はなかなか難しくなってくるなという感じがするので

すが、ぜひこういう問題についても、やはり現場の声を聞いて、担当者の声を聞いて、予算措置も含めて検討するように要望しておきたいと思います。

それから、今回の改正法案の第五十六条の七に

「公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備の製造をする者」云々という除外規定があるのですが、この「公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないもの」とはどういう内容か、それを伺いたいと思います。

定義をひとつ。

○鈴木(英)政府委員 ただいま委員御指摘の指定

設備でござりますけれども、この制度の対象とな

ります設備は、製造段階で機器の安全性の認定を

受けた上で、事業者による定期的な検査が担保さ

れました場合に「公共の安全の維持又は災害の発

生の防止に支障を及ぼすおそれがないもの」であ

るということでおなることになつております。

そこで、この公共の安全の維持または災害の発

生の防止に支障を及ぼさないということとの具体的

な内容はどうかということでありますけれども、私ども、以下の五点くらいの要件として必要なもの

かなと今の段階で考えております。

一つは、そういう設備をつくりますときに、工

場において全体が一貫して組み立て製造されるよ

うなものであって、現地に持つてきましたときに

は据えつけ作業のみで済むといったたぐいの設備

というのが第一であります。

それから第二番目に、安全確保上重要と思われ

ます部分につきましては耐腐食性の材料でつくる

れておりまして、かつ高圧ガスの大量な漏えいを

防ぎ得るような二重殻構造、ダブルの殻で囲まれ

たような構造になつてあるというのが二点目であります。

それから第三点目には、設備の稼働部分が少ない、

作業者の操作する部分が総体的に極めて少ない、

あるいはコンピューターによって自動制御されて

おりますとか安全装置を備えているというような

ことで、人間の運転管理能力によつて安全が左右

される要素が極めて小さいような条件を具備した

ものということを三点目に考えております。

さらに四点目には、基本的に使用される高圧ガ

スの種類が不活性ガスである、そういう意味で

は安全なガスであること。

五番目に、今まで事故を起こした例がない。

そういうことをもしまして相当程度安全が担保

できるというふうに考えておりますので、「災害

の発生の防止に支障を及ぼすおそれがない」と認め

定できるのではないかと考えておる次第でござい

ます。

○大島委員 わかりました。

それから、いろいろ今までこの事故を契機とし

て法改正が行われようとしているわけであります

が、この法改正に伴つていろいろ準備といいます

か、その法を施行するに当たつての環境を整える

必要があると思うのです。例えば民間検査の機関

の育成等とかあるいは販売者の教育、あるいは

都道府県の指導体制の準備が整つてゐるか、いろ

いろ伺ひしますと、現在でも都道府県によつて

はその現在のガス取締法に対する運用方法ですとか体制がどうもばらばらであるという話も伺つて

いるのですが、そこら辺はどういう猶予期間を与

えてどういう形でそれを育成していくのか、そ

うものについてのお考えがありましたらお伺い

したいと思います。

○鈴木(英)政府委員 ただいま御指摘のように、都道府

県ごとの運用に差が生じてゐるのではないかとい

うような御指摘でありますけれども、私ども、そ

ういう差がないように、従来から都道府県との連

携それから都道府県相互の調整といいますか、そ

ういうものに努めてまいつたところでございま

す。

ただ、通商産業省令の解釈の細部、非常に細か

い部分あるいは許可の申請、届け出等の際の添付

資料等について若干の差があるのではないかとい

う御指摘もございまして、現在その改善方法の検

討を進めているところでございます。今後こうい

う検討を受けまして、必要に応じて改善策を講じ

てまいりたいと思いますけれども、都道府県から

事業者に対します指導は、基本的には私どもの通

商産業省令で定める技術上の基準に基づいて行わ

れておりますので、基本的には都道府県ごとにそ

の内容に大幅な差が生じるということはないので

はないかと思つております。なお、省令の解釈で

ありますとかあるいは運用あるいは各部の手続に

つきまして、都道府県ごとにそこが生じないよう

に全国あるいは地域ごとに、例えば担当官会議を

開くというよなことで十分調整を行つておるとい

う力をしてまいりたいといふうに考えておりま

す。

それから、特に第二点目に御指摘の、特殊材料

ガス等に関する規制の強化によつて混乱が生じ

ないように猶予期間の問題がござります。この点

につきましても私どもは事業者に混乱が生じない

よう、技術基準を定める際に所要の経過措置を

設けるといつたような工夫をいたしまして、混乱

が生じないように努めてまいりたいと考えており

ます。

○大島委員 質問の最後になりますが、今、日本

構造協議等でも、あるいはまた日本とアメリカ、

日本とヨーロッパとの関係のいわゆる貿易の黒字

の問題が大きくクローズアップされております。

そういう意味では、輸入するこのたぐいのものに

私ども考へなければならぬと思うのです。

したがつて、ちょっとお伺いしたいのは、諸外

国でのこういう基準と日本の基準というものはほ

ぼ整合性がとれているのですか、それをお伺いし

たいと思います。

○鈴木(英)政府委員 我が国の高圧ガス設備に

しまして規格あるいは基準等がござりますけれど

も、まず高圧ガス設備そのものに関する規格は、

この規格が大幅に導入されております。したがい

う御指摘もございまして、現在その改善方法の検

討を進めているところでございます。今後こうい

う検討を受けまして、必要に応じて改善策を講じ

てまいりたいと思いますけれども、都道府県から

事業者に対します指導は、基本的には私どもの通

商産業省令で定める技術上の基準に基づいて行わ

れておりますので、基本的には都道府県ごとにそ

の内容に大幅な差が生じるということはないので

はないかと思つております。なお、省令の解釈で

ありますとかあるいは運用あるいは各部の手續に

つきまして、都道府県ごとにそこが生じないよう

に全国あるいは地域ごとに、例えば担当官会議を

開くというよなことで十分調整を行つておるとい

う力をしてまいりたいといふうに考えておりま

す。

それから、特に第二点目に御指摘の、特殊材料

ガス等に関する規制の強化によつて混乱が生じ

ないように猶予期間の問題がござります。この点

につきましても私どもは事業者に混乱が生じない

よう、技術基準を定める際に所要の経過措置を

設けるといつたような工夫をいたしまして、混乱

が生じないように努めてまいりたいと考えており

ました。

の重点的な措置を図るとかいう工夫をしていくところでございます。

今回の阪大の事故との関係につきましては、先ほど来申し上げておりますようにまだ原因究明中でございまして必ずしも施設が原因というわけではないかとは思いますけれども、それとは別に、こういう教育研究環境の充実ということについては努力しているわけでございますが、あわせて今後、この事故を契機にいたしまして、今回の法案の改正に伴つて新たな措置も必要になるかと思思いますけれども、そういうことも含めまして、今までいりたいと思つておられる次第でございます。

○森本委員 我が党にも齊藤節先生がいらっしゃるわけですけれども、かつて国立大学の教授で研究室でいろいろと学生たちを指導した。その齊藤先生が以前にも、文教委員会かと思ひますけれども、こういった非常に厳しい状況を指摘したことなどがございます。どうぞこれからも、日本にとって大事な人材を育てるためにも、この研究費、我々も努力していかなければなりませんが、文部省もこれからも大いに頑張ってもらいたいと思うところであります。

さらにまた、今回のこういった事故を機会に安全管理について先ほど若林教育課長からは大学にいろいろと指示をしたというふうにお話がございました。そこで、研究費非常に厳しい中で、こういう通達が多く流されますと、わずかの研究費の中から今度はまたそちらの方に予算が回つていってしまうで、わざかな研究費がまた削られてしまうのではないかという心配もなきにしもあらずであります。安全も確保しなければならないし、同時に大学での自由な研究を阻害するようになつてはならない、それから同時にまた安心して研究に専念できるようなものにしていかなければなりません、これはもうそうなつていきますと研究費の予算の確保しかないわけでございますけれども。どうぞ研究を阻害することのないよう、ま

た安心して研究できるように今後も指導していただきたいと思いますが、文部省の考え方をお伺いしたいと思います。

○工藤説明員 先生御指摘のとおりでございまして、今回の事故を教訓にいたしまして、安全管理の徹底を図ることと同時に、先生方も学生も自由なわけなどないまじょうか発想に基づきまして独創的な研究ができますよう教育研究環境、教育研究を適切に遂行するような措置があわせて必要なわけでございます。そのために、今回の改正に伴う事項につきましては、新たに対処する必要がございますれば必要な措置につきましては、大学、通産省とも御相談しながら適切を期してまいりたいと思つてございます。そこで、先生おっしゃいますように大学における研究費の確保につきましても私も私も苦慮しているところでございまして、大変財政事情厳しいわけでござりますけれども、例えば国立大学関係で申しますと、特に、先ほどの施設のほかに、アクトティビティーの高い大学を中心にしました高度化推進特別経費というのを来年度概算要求で四十二億円ほど新規に要求しておりますほかに、科学研究費補助金、これは自由な研究者の研究活動を助成するお金でござりますが、このお金につきましても六十二億円増の六百五十一億円要求するなど、いろいろ限られた財源の中での工夫をしながら努力しているところでございます。またいろいろ御支援いただきたいと存じます。

○森本委員 それでは文部省、ありがとうございました。

続いて、本法案に入つて何いたいと思います。

今の大半の事故もあったということをございますが、本来はまだ今回の臨時国会に提出される予定ではなかつたというふうに伺つておりますが、この事故があつて急いで出されたのかもわかりませんが、この臨時国会に出してこられたその理由。並びに、この法案が本日成立いたしましたら、早期施行に向けての、いろいろと政省令の見直しが大分複雑になつてゐるようでございます。特に省

令の方が複雑でありますが、早くこの臨時国会で出してきて、そしてそれを早期施行する場合にどうなのが、その準備状況についてあわせて伺いたいと思います。

○鈴木(英)政府委員 高圧ガス取締法改正案につきましては、実は私どもかねて、先ほど来申し上げておりますとあるいは特殊材料ガスの消費の拡大というようなこともありますから、法改正の準備といたいのをしてきておったわけでございますけれども、直接的にはやはり先生御指摘のように十月一日の大坂大学の事故で、非常に悲しい事故が起りました。前途有為の若者、学生が一人命を落とされる、こういうことになつたものですから、私ども行政側の責務として、これは一日も早く法律をつくり上げて国会に御提出申し上げたいということです。ございまして、あえてこの臨時国会に法案を提出させていただいたわけでございます。私ども、基本的に人命にかかる重大問題でございまして、ぜひ本臨時国会で御成立をお願い申し上げたいというふうに考えておる次第でございます。

さらに、この成立後、おっしゃいますように、政令、省令の整備、その他やはり新しい規制を行ないますので、業界に対しましてもある程度の準備をしなければいけないということでござりますけれども、私どもは、本法律案が成立いたしましたら、公布した後六ヶ月以内のできるだけ早い時期に施行開始できますよう、具体的な技術基準の検討等の準備を進めてまいりたいと考えております。

○森本委員 次に、今回の大学事故ではシランガスを使用していたということですが、私も詳しくはわからなかつたのですが、このシランガスといふのは常温で自然発火するという非常に高度な危険物である。これが、しかも今相当多量に使用されている、特にいろいろな半導体の事業所等々において今急速にこのシランガスがあえてきているという状況でございますが、なぜ今までこのシランガスが指定されていなかつたのだろうかといふ

うふうに思うところでございます。今回の指定予定としてシランガスを含む七種のガスを選ばれた理由であります。その理由とその特性と並びに使用状況、事故の発生状況についてお伺いしたいと思いますが、その見解をお伺いしたいと思います。

○鈴木(英)政府委員 先生御指摘のモノシリランに関する事故でござりますけれども、このモノシリラン等を含めまして特殊材料ガスの事故は、本年十月の先ほどの死者二名、負傷者五名を伴った大阪大学の事故を加えまして過去に十二件発生しておりますまして、三名の方が亡くなり、十七名の方が負傷されております。特に最近、平成元年以降に入りましてからは、特殊材料ガスの消費が急速に伸びてまいっております、ちなみに、先ほど申し上げました十二件の事故、このうちの八件はこの三年間に集中して発生をしておる、こういう状況に至つてまいつたわけでございます。それで、モノシリランの事故も、そういう意味ではこの三年ぐらいに集中しておるわけでございますけれども、それまでは、事故は散見されたものの消費量も非常に少なく、かつ、自主基準によりましてかなりの程度保安が確保されるのではないかというふうに私ども考えていたわけでございます。

ただ、今申し上げましたように、ここ両三年に至りまして、特殊材料ガスの消費量が急増した、それに伴つて平成元年以降事故も増加したといふようなことで、さらに、平成元年十二月に初めて死者を伴う事故があつたわけでございます。そういったことの理由によりまして、モノシリラン等の特殊材料ガスを特定高圧ガスとして指定し、その特性に応じた厳格な規制を行う必要があるのでないかということで勉強をしてまいつたやさきの

大阪大学の事故であつたということをごさいます。

御指摘のよう、高圧ガス保安協会の自主基準には三十七種類のガスが挙げられております。そのうち今回の特定高圧ガスとして指定いたしますのは七種類のみでござりますけれども、基本的にまずは、この三十七種類の中に、非常に自己分解性があるとかそういった特別の危険性があるもの、これは今回の七種類指定以外にも、実はテルル化水素とかスチビンとかござりますけれども、これはただ使用実績がないということでございま

さじにそのほかのガスは「きましては、自然発火性とか自己分解性とかあるいは強い毒性といつた特別の性質を持っていないものも存在いたしましたので、これらにつきましては、特定高圧ガス消費の対象とせず、他の一般高圧ガスと同様の消費技術基準、こういうことで保安が確保できるのではないかというふうに考えておる次第でござります。

ただ、先生御指摘のように、時代は刻々と進歩し、技術も変貌してまいります。そういう意味で、今後新たに危険な物性を有する高圧ガスが消費されるようになつた場合には、速やかにこの特定高圧ガスとして指定追加をしてまいりたいといふふうに考えております。

か、その点をお伺いしたいこと。
さらにもまた、LPG関係の事故は消費者のミスによるものが依然として大半を占めていますが、周知活動のあり方に一層の工夫と努力が要るのではないか。

LPGに比べて高圧ガスの消費者は多種多様でありますし、消費量も急速にふえており、販売業者の役割は特に重要であります。政府は、販売業者等に本改正の趣旨とその役割的重要性について

十分認識させるよう指導することが必要であるかと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○中田政府委員 販売事業者の周知義務の内容でございますが、消費する高圧ガスの種類あるいは消費の態様に応じまして、消費設備の管理点検に関する事項、緊急時によるべき措置に関する事項等を周知していただくようになっております。

それから、販売事業者に対します今回の改正の実効を上げるために工夫が必要ではないかといふ点につきましては、御指摘のとおりでござります。消費者に対しまして年間一回以上周知内容を記載した書面を直接手渡しまして口頭によつてこれを補うということをやつてまいりたいと考えておりますわけでございますけれども、文書の内容や説明ぶりも含めまして効果が得られますように衆知を集めで工夫をしてまいりたいと考えているところでございます。

趣旨につきまして認識を徹底させるべきという御指摘でございますが、通産省といたしましては、販売業者等の団体等を通じまして販売業者に対し、災害を防止するための事故等の消費先への周知の必要性を協力で指導をしていきたいと思っております。強るところでございます。

○森本委員 次に、事業者が行う保安活動の強化についてお伺いいたします。

危害予防規程は各事業者が独自に作成するものでありまして、その内容は事業所によってさまざままであります。都道府県は遵守義務のチェックはどの程度行うのか、またそれによつてどういう場合に勧告・命令が出されるのか、さらに許可の取り消しの処分を行うのはどういう場合なのか、同じく保安教育の実施の担保措置の場合については

どうなのか、こういった点についてお伺いいたします。

○中田政府委員　危害予防規程の遵守状況のチェックにつきましては、都道府県知事が随時行なっています立入検査の際に行つていただくということにしておりまして、具体的には、それぞれの危険予防規程に則しまして、その実施を記録した帳簿の確認、現場におきますマニュアル等の整備状況の確認、実際の作業状況の確認等を行うことにより

りまして遵守状況を把握していくということにしておるわけでござります。

次の、命令、勧告、許可取り消しはどのよくなきに行うものかということでございますが、危害予防規程には、法令上一般的に義務づけられてゐる事項を具体化する部分と、保安確保のために個々の事業所におきましていろいろ工夫をして書き込んでおります部分とがあるわけでござります。

このうち、法令上守るべき基準を具体化した部分につきましては、これを遵守しないという状況分にござります。

があつて災害発生の可能性が予見されるようなどきには命令を行うということにならうかと思います。また、災害防止上重要ではありますけれども直ちに事故の発生につながる可能性が低いといふものにつきましては、まず自主的な遵守を促すということのために勧告を行つていくということが適當だらうと考えております。

なお、事業者が任意に定めておりますの中には、より高い保安レベルを目指して、通常求められているよりも数字の高い内容が盛り込まれる

場合もあるわけありますけれども、これらにつきましては、災害防止上の必要性あるいは事業者との自発的な創意を尊重するという観点からいたしまして、命令、勧告に係らしめるのは適当ではないのではないかというふうに考えております。

得るということになるわけでございます。

でのチェック等でござりますけれども、これらにつきましても、都道府県知事が隨時行います保安検査の際に行うこととしているところでござります。具体的には保安教育計画及び保安教育の実施を記録いたしました帳簿の確認、実際の教育状況の確認等によりまして実施状況を把握していくということにしておるわけでございます。」の結果、

特に保安教育計画を忠実に実施していない場合におきまして、公共の安全の維持もしくは災害の発生の防止のために必要があるときには勧告を行うということになるわけでござります。

○森本委員 輸入規制の緩和についてお伺いいたしました。
高压ガスを導管で陸揚げする場合と緩衝装置内で輸入する場合、許可も届け出も要らないといふことになるわけありますが、そのほか二十二条三号の省令で考へておるのはどういう場合があるのかお伺いします。

現在想定または実用化されていないけれども輸入における取り扱いに關しまして規制を課していく必要がないようなものが、将来実用化された場合にはこの規定の適用になるわけでございます。まだ現実になってはいないわけでありますけれども、例えば高圧ガスを使つた自動車安全用のエアバッグなどが出てまいりますとこのようなことがあり得るわけでござります。

それからもう一点は、現在輸入における取り扱い

いに關しまして規制を課しております高压ガス製品が、今後安全装置等が大変に技術的に進歩いたしまして規制の必要がなくなつたという場合には、この規定の適用によりまして規制の除外の措置をとるということにならうかと思つています。

○森本委員 時間がなくなつてしまりましたが、お伺いいたします。高压ガス保安協会の整備の点についてお伺いしたいと思います。

技術的事項の枠を超えた業務範囲の拡大とは具体的にどういうものが考えられるのか、コンサル

ティング業務や対外支援業務等を考えておるよう

でありますけれども、現体制でその機能は有して

いるのか、また関係業界の支援体制についてはど

うになつておるかをお伺いしたいと思います。

○中田政府委員 高圧ガス保安協会の業務につきましても、委員御指摘のとおり、事業所内の保安

管理体制、人事管理といった面でのコンサルタント業務でござりますとか、あるいは経営者の保安

意識向上のための経営者交流会、経営者研修、事

業所内におきます広報活動や小集団活動等に関し

ます従業員研修、こういったものを新しくつけ加

えていきたいというふうに考えておるわけであります。

協会は発足当初、昭和五十年の民間法人化の際

には職員八十三名であったわけでござりますけれ

ども、その後業務の拡大に伴いまして体制の充実

を図つておるわけでございまして、現在は職

員約百八十名といふことがあります。

それで、職員がこれまでも事業所の危害予防規

程に関する審査や意見書の交付でござりますと

か各種の講習、研修の実施等をやっておるわけ

でございまして、現在の人員体制で当面は新しい業務にも対応していくけるのではないかというふうに考えておるところでございます。

○森本委員 最後に、もう一度保安協会のことに

お伺いしたいわけでございますが、今後自

主保安体制の強化の方向を一層進めていくとい

う中で、政府は協会に対してもどのような機能と役

割を期待し、指導されていくのかお伺いをして、質問を終わらたいと思います。

○鈴木(英)政府委員 私ども、今後高压ガスの災害の減少、撲滅を図つておられますために、自主的な保安活動の重要性、これが強調されなければいけませんし、また、それによって保安が確保されていくというふうに考えておりまして、その中核母体としての高压ガス保安協会に対しましては、

役割は非常に重要であり、かつ期待も大きいとい

うことを感じております。このため、今後の協会の業務に当たりましても、その業務が効果的かつ

円滑に実施されますように、いろいろな面で私どもも協会と連絡を取り、相談をし、あるいは支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○中田政府委員 大変恐縮でございますが、一言訂正をさせていただきます。

先ほど高压ガス保安協会の業務の御質問の中

で、現在の体制の問題があつたわけでござります

が、私そのときに、昭和五十年の民間法人化の際

に職員数八十三名と申し上げましたが、民間法人化は六十一までございまして、昭和五十年には職

員数八十三名であつたが、現在は百八十名といふ

ふうに拡充されておるというふうに訂正をさせていただきたいと思います。

○森本委員 終わります。

○和田(貞)委員長代理 小沢和秋君。

私は、これまでの高压ガス取締法は製造段階中

心の取締法になつておると思います。もちろん製

造段階での事故は地域社会全体に致命的な被害を

もたらすことが引き続いで中心的

課題であることは間違ひないと思います。しかし、

今後は消費段階にもっと重点を移さなければなら

ない。実際、事故件数も消費段階の方が多いといふうに理解をいたしました。特に、死亡事故はここ数年すべて消費段階で発生しておるようありますけれども、実態はいかがでしょうか。

○鈴木(英)政府委員 「和田(貞)委員長代理退席、委員長着席」

○鈴木(英)政府委員 先生御指摘のように、最近の高压ガスの事故は消費段階で特に多いというこ

とでございます。ちなみに、高压ガス事故件数七十九件、平成三年、本年の十月までの数字でござ

いますけれども、七十九件のうち消費先での事故件数が四十五件を占めておりまして、もちろん製

造段階でも死亡災害等起つておりますけれども、特に消費先の事故がこれから問題であるとい

う御指摘は、まさにそのとおりであろうと考えております。

○小沢(和)委員 特にその中でも、アセチレンガスの事故が今年の十月まで三十件、これは史上最高だということをさつき伺つたわけであります。

それで、今回の法改正は、確かに消費段階での規制や指導を強めようとしておりますけれども、しかしそうなると、対象の件数が多いために、たじろいだのか販売業者に消費方法についてのパンフレットなどで周知をさせることを義務づけられ、この程度に終わつておるようと思われます。

私も、高压ガスを使用している一軒、一軒の家庭言おうとは思ひませんけれども、少なくとも、最も事故件数が多い、しかも増加傾向を見せておる、この程度に終わつておるよう思われます。

私も、高圧ガスを使用している一軒、一軒の家庭まで全部目を光らせるというような無理なことを言おうとは思ひませんけれども、少なくとも、最

も事故件数が多い、しかも増加傾向を見せておる、この程度に終わつておるよう思われます。

アセチレンの使用をしておる事業所などに対しても、例え必要に応じては立入検査をする権限を

持つておるわけですから、こういうような伝家の宝刀をそういうときには抜くというようなことも考えなければならないんじやないか。あるいは安

全器具の使用を義務づけるとか、消費の技術基準の強化なども行うべきではないかというふうなこ

とも考へるわけであります。先日の高压ガス及び火薬類保安審議会の答申でも、この安全器具の普及などが提案されているわけでありますけれども、法改正案の文言の中にはこういうようなこと

が見当たらないのですが、こういうようなことは一体どういうふうに考えておられるのでしょうか。

○鈴木(英)政府委員 従来から、先ほどお話のご

質問を終つたように、溶接あるいは溶断用のアセチ

レンの消費にかかる事故、これが消費にかかる

事故のさらに半分ぐらいを占めておるというこ

とで多いわけでございます。ただ、私どもこの事

故の分析をいろいろしてみると、保安上必要な

知識を必ずしも有しないがためにミスが起つた

事件が四十五件を占めておりまして、もちろん製

造段階でも死亡災害等起つております。したがつて、そういう知識の

周知徹底が非常に大事ではないかということであ

りますけれども、消費者が極めて多數に上つてお

りますために、行政による指導、取り締まりの

みでは限界がございまして、これをむしろ補完す

るために、販売業者に対してその販売先であります

レンの消費にかかる事故、これが消費にかかる

事故の逆火防止装置のようないくつかわるとい

うふうに私は聞いています。

○小沢(和)委員 今極力取りつけるようになされた

いということはお話をありました。そういうよう

なことは省令などで盛り込むのだろうと思いま

けれども、せっかく省令に盛り込むのだから、

これはもう極力、取りつけていただきたいとい

うふうなことじゃなくて、義務づけるといふうな

ところまで踏み込んだらどうなのでしょうか。こ

の逆火防止の装置というのは非常に効果が確実だ

づけをするという考え方もあるわけございまし

て、私ども技術的に検討をしてまいりたいというふうに思つております。

それから、先ほど委員おつしやいました普及対策でござりますけれども、現在大蔵省に低利融資制度を通じましてリースによる安全機器の普及という要求もしております、安全機器の普及面でも力を入れていきたいといふに考へてみるところでございます。

○小沢(和)委員 今の助成策のことは次に聞こうと思つておつのですけれども、一足先に答えてもらつたからそれはそれでいいと思うのです。私たちも安全器具などを普及しろということばかりいろいろ要求すると、中小零細業者の中にはこれが非常に大きな負担だと言つて私たちに逆にクレームをつけられる方もありますし、だから、私たちもそういうことを普及するためにはそれなりにいろいろ助成策が必要だといふに考へます。

今のお話ではリースというようなことを言われたのですが、それはちょっとともう一遍確認をいたしますが、私アセチレンのことと今言つたのです

が、このアセチレンの安全器具の関係だけなのでしょうか、そのリースの制度は。あるいはもっと言わせていただきながら、私いろいろな業者に聞いてみたのですよ。そしたら、LPGガスの業者なども、安全器具をつけるというようなことは自分たちにとって大きな負担になつて、だけれども何の助成もないといふようなことは、やはり私も聞いているのですよ。だから、これがそういうような業者なども含めたようなもつと幅の広い制度であれば本当にいいことだと思うし、そこまでいかないのであればこの機会にぜひ、問題提起しますから、そういうようなことを積極的に考へていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○中田政府委員 アセチレン用の逆火防止装置以外にも、一般消費者向けのマイコンを用いました安全装置等についても対象にするということで検討をしているところでございます。

○小沢(和)委員 では、次の問題をお伺いしたい

と思います。

今回、指定保安検査機関制度が導入されることになつております。先日担当者の方に説明を伺つたところでは、LPGガスなどの充てん所を対象とするということでありますけれども、その対象箇所というのは全国にどれくらいあって、現在検査を行つてある箇所数の何%くらいにそれが当たることになるのか。それから、今回は近年定型化が進んでいる保安検査業務に限定してこの制度を導入するというのでありますけれども、これが将来広がつていくことはないのか、これについてはこの関係の行政に携つております都道府県職員の中に不安の声もありましたので、明確な説明を願いたいと思います。

○鈴木(英)政府委員 先生御指摘の指定保安検査機関でございますけれども、充てん所等を対象にいたしますとすれば、恐らく、というのは正確なデータがあれなものですから、一千八百カ所くらいになります。

それで、この指定保安検査機関でござりますけ

れども、これまでいろいろ指定検査機関については議論がございまして、やはり都道府県にやつてもらつた方がいいのではないかというような声もあることも事実でございますけれども、私どもは先ほどの充てん所のようにかなり定型化してある検査につきましては、むしろ民間の力を活用して検査をしていくことが行財政改革の趣旨にも沿いますし、そういう方向も案ではないかと

いうふうに考へておるわけでございます。ただ、

的確に検査をしていただくことが非常に大事であるう。さらに、公益法人でありましても、

省令で定めます検査員とか検査設備といったハ

指定していただきたいといふに考へておる次第であります。

○小沢(和)委員 これまでも指定試験機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関など、民間に保安行政の一部を委任する制度が次々につくら

れてまいりましたが、それはどのような実績になつておりますでしょうか。

○鈴木(英)政府委員 今のことろ、この指定検査機関として活用されておりますのは中央の高圧ガス保安協会のみでございまして、ほかのものの指

定は実績はございません。

○小沢(和)委員 こういう制度を次々につくって時間もかなりたつのに、結局対象になる組織が一

つも出てこなかつたということは、逆に言えば臨調などが幾らやれやれと言つても、元来高圧ガスの保安行政などのようなものはやはり国や県がやるべきだということを結局これは証明するよう

ことになつておるのでないかと私は思うのです。今回については実現する見通しというのが、特にあるような事情でもあるのでしょうか。

○鈴木(英)政府委員 お答えする前に、先ほどちょっと私中央の高圧ガス保安協会が指定されてると申し上げましたが、これは業務の範囲とし

てやれることになつておりますので、指定ではなくて実態的にやつているということございま

す。そのうちで、民間の方として理事になつてお

られますのは七名であるというふうに記憶してお

○鈴木(英)政府委員 ただいま現在、高圧ガス保安協会の役員、非常勤の理事、監事さんも含めまして十二人であるというふうに理解をしておりま

す。そのうちで、民間の方として理事になつておられますのは七名であるというふうに記憶してお

ります。

○小沢(和)委員 非常に業界出身が多いというの

が私の印象であります。取り締まりの対象になる業界の方が検査機関の運営に大挙して参加する

ことは、公正な検査に対する信頼にかかるわざ

うことは、まだ私どもの的確な見通しを持つてゐます。取り締まりの対象になる業界の方が検査機関の運営に大挙して参加する

ことは、公正な検査に対する信頼にかかるわざ

うことは、まだ私どもの的確な見通しを持つてゐます。取り締まりの対象になる業界の方が検査機関の運営に大挙して参加する

ことは、公正な検査に対する信頼にかかるわざ

うことは、まだ私どもの的確な見通しを持つてゐます。

○小沢(和)委員 私どもは全体としてはこの法案に賛成をする考え方ですけれども、この部分につい

る保安検査といふような行政部門というのは国や県が直接やつしていくべきものではないかといふ立場から、重大な疑問を持つておるということを申上げておきたいと思います。

次に、高圧ガス保安協会についてであります。既にこの協会が民

間保安検査機関として活動しているからには、一

れども、今回、この協会の活動内容を一層拡充す

る方向を出されておりますので、改めて私これを勉強してみたわけであります。既にこの協会が民

間保安検査機関として活動しているからには、一

るはずだったのを急いでこの臨時国会に繰り上げるようになつたといきつかけは、先ほど来問題になつておりますように阪大の事故であります。私どもの党としても一回ほど調査に現地に行つてもらつたのですけれども、つい最近行つた人が帰つてきてびっくりして言つているのは、もう復旧の方はあのまま、ほとんど手がついていませんよと言つています。こういうようなことも予算が確保されないと全く動き出せないということなんかかもしれませんけれども、これはちょっとあんまりひどいんじゃないかと思うのですが、その見通しはどうか。

それからもう一つは、これは先ほど問題になりましたけれども、学生がこの事故のために、後、実験などができなくなつた、卒論を抱えているような人は実験できなくて本当に困るといふようなことは私たちのところにも言つてきておるのであります。この人たちについて特に手を打つて、実際に今、その卒論の見通しが立つような状況になっているかどうか、御報告をいただきたい。

○若林説明員 御説明申し上げます。

まず御指摘の施設の復旧の見通しでございますが、これは先生御案内のように、現在なお事故の原因について警察、消防署さらには大学におきまして事故専門委員会で調査中でございます。そういう関係もござりますので、なお今のところ現状のままに置いているという状況でございます。しかしながら私どもとしては、どれくらいの被害状況があるかというふうなものは既に大阪大学から報告を受けておりますので、そのあたりが進展いたしましますならば早期の復旧に向けて努力をしたい、このように考えております。

○小沢(和)委員 それだけじゃないでしよう。卒論。

○若林説明員 大変失礼をいたしました。

学生が今回の事故で、特に関係の研究室の学生さんたちが卒業に支障がないように、これは大学の関係の委員会でも御議論をいただいているところでございますので、私どもとしても先生方にそ

ういうふうなことをお願いをして、先生御指摘の

ように支障のないようにしてまいりたい、かようになります。どうも失礼をいたしました。

○小沢(和)委員 では、卒論の方は今具体的にど

こかに頼んだりしてそういう実験ができる、で

きるようになつておるというふうに理解をしていいのか。

それから、復旧が手がつけられるようになつたら早期にやりたいというお話をされたのですけれども、それはだから具体的にある程度のめどをお持ちじゃないかと思つて聞いているのですよ。その

点いかがですか。

○若林説明員 御説明申し上げます。

まず初めの、個々の学生さんたちがどの大学の研究室で先生御指摘のように卒論の指導を受けるかということにつきましては、まことに申わけございませんが本日手元に資料を持っておりませんので具体にはお答え申し上げられませんが、施設の点につきましては、具体的に御説明申し上げますと、今回の爆発火災事故によりまして直接的に被害を受けたものが約二百平米、それから消火活動の際放水により浸水したものが約三千六百平米で、合計三千八百平米というふうに報告を受けております。この建物の復旧に要します経費は、約一億四千万程度というふうなものが見込まれております。先ほど御答弁申し上げましたけれども、そういうふうな状況が進展いたしましたならば早急に復旧すべく努力をしてまいりたい、こういうことでございます。

○小沢(和)委員 まだ答弁に不満ありますけれども、時間もばつばつ参ったようですから、最後に大臣にお尋ねをいたしたいと思うのです。

私は、今の阪大の事故というのは非常に象徴的な事故じやないかと思うのです。国立大学やあるいは国立研究機関などの予算が全体として非常に貧困、そのため安全施設などを犠牲にして、極端に言えば命がけで自分たちのやりたい実験を少しでもやろうというような無理をしているということがこういうような形で出てきたのではないか

と私は思うのです。

そこで、根本的にはそういう国立大学やあるいは国立研究機関などの予算を全体としてうんと充実をするようにしていただきながらければなりませんけれども、この法案がもう急いでこうやって可決をされるというようなことになりますならば、少なくともこの法律が要求するレベルの安全施設につきましては、国立大学やあるいは国立研究機関などについてはもう来年度の予算を持つとかある今は今までのそういう研究予算の枠の中でやれな

どということじゃなくて、とにかく急いで、別件をとつてもそういうような関係の機関について

はもう直ちに手を打たせる、これはもうこういう法律を急いでつくらせる趣旨からいって私はそうでなければならないと思うのです。あなたは実力者大臣だといふうに言われているそうですが、それでも、大いに実力者ぶりを見せる意味ではこういうようなときにひとつ力を發揮していただきたいと思うのですが、最後に大臣の決意なり姿勢なりを明確なところを伺いたい。

○満部国務大臣 貴重な御意見として、よく承つてまいります。

○小沢(和)委員 やいや、もうせつかくやめた

いと思ったのですけれどもね。だから、承つてもらつただけじゃないかぬのですよ。私は本当に、こ

ういう法律を急いでつくるのだから、だから急いでつづったにふさわしい、あなたの方も行動を急いで起こしていただきて、少なくともこのレベルの施設については今までの予算がどうのとかある

いは来年度とかいうようなことを言わないので、とにかく別格で急いでこれをやらせるという立場に立つて努力していただきたいがどうかと言つてい

るのです。

○渡部国務大臣 今申し上げたように、大変貴重

な御意見として耳を傾けておりましたから、今後

このことを念頭に置いて努めてまいりたいと思つます。

○小沢(和)委員 終わります。

○川端委員 大臣、よろしくお願ひいたします。

先ほど来議論にありましたように、この法案がこのように急いで出てきた大きな背景として大阪

大学基礎工学部のモノシランによる爆発事故が

あつたことは御案内のとおりだと思いますが、こ

の事故発生以来いろいろな報道もされています

が、事故の原因についての調査というものが行わ

れているわけですが、どういう段階まで來ている

のか、概要をごく簡単に結果が出ていないなら

出していいだけでも結構ですので、お願ひしま

す。

○鈴木(英)政府委員 この大阪大学の事故につきましては、私も、事故発生後直ちに近畿通産局の職員等を現地に派遣しますとともに、高圧ガス保安協会の中に大阪大学事故調査委員会を設けていただきまして、鋭意事故原因の究明に当たっておりますところでございます。ただ、現在までのところ結論が出ておるという状態には至つておりますが、今後、事故原因の究明を急ぐとともに、再発防止に向けて万全の努力を行つてまいりたいと考えております。

○川端委員 この事故の本当の原因というものはまだ調査中ということでわからぬわけですが

ども、私も六年間大学で、いわゆる工学部の研究

所で学んできた者として想像する部分として、大

きな直接原因ではないけれどもこの背景に、やは

り現状の理科系、工学系大学の研究機関における

研究の実態というものが背景にあるのではないか

と思います。その部分にどのようなウエー

トが置かれるかということとは費用に関連してい

ます。費用でいいますと、いわゆるそういう研究の機

能的な部分とそれから安全性というものは性格

が違うと思います。その部分にどのようなウエー

トが置かれるかということとは費用に関連してい

ます。

○武藤委員長 川端達夫君。

り人命を守り、事故から身を守るという意味でそういうものが必要になつてきそういふものがなんだん義務づけられてきた。こういうことだと思います。そのときに、今の大学の研究費用、環境の実態からいと、そういうものをとてもじやないが考えるような余裕がないということがやはり全体的に大きな背景にあるのではないか。今科學技術でいえば、相当高度な危険なガスであつても、本当にフェールセーフといいますか、どうしても、もうほとんど事故が起こらないといふうな対策をとる設備というのは可能だと思います。それがこういう事故を起こしたということの背景には、やはりお金がなかつたのではないかなどいうふうに思います。

伺いをしたいのですが、日本といふういわゆる大学といふものが、日本といふういわゆる工業立国と言われる経済を支えている役割といふうですかね、今まで重要な役割を果たしてきました

などというふうに思います。

こういう実態を見るときに、大臣にぜひともお伺いをしたいのですが、いわゆる工学系、理科系の大学といふものが、日本といふういわゆる工業立国と言われる経済を支えている役割といふうですかね、今まで重要な役割を果たしてきました

などと思ひますし、これからも果たさなければならぬと思うのですが、今特にそういう理科系の大学研究機関の役割に対し、通産省を所管される大臣としてどのような期待を持つておられるのか、それから、そういう期待に対して今の実態といふうのをどのように御認識されているのか、この二点について御所見を賜りたいと思います。

○渡部国務大臣 ただいまの川端委員の御質問、常々私ども重要な問題として考えさせられておるところでございます。大学の理工学系学部や大

学院は、人材育成、基礎研究開発の拠点として産業技術の発展、ひいては技術立国を標榜する我が國の發展にとってこれは極めて重要なものであります。また、技術ただ乗り的な論調に対応して基礎研究の積極的な推進を図つていくことが緊急の課題であり、そのための拠点としての大学や国立研究所の役割はこれからもさらに重要になつてく

ります。私も今先生御指摘の考え方と全く同感でござります。

○川端委員 私もそう言つていただいて心を強く

したのですが、そういう重要な役割を担つていて研究機関が今、その大臣の期待されている役割を果たすに十分な体制で動いているのかどうかといふことに關しての御見解を賜りたいと思います。

○渡部国務大臣 大学における研究環境に関しては、産業界を初め各界の関心も大変高く、先ほど申し上げたように、通商産業省としても重要な問題であると認識しております。今お尋ねの、こうした中で研究費、研究施設費の不足等によって大学、国立研究所の機能について大変懸念が生じております。これは私の所管外の問題もござりますけれども、政府全體として今のお先生の御意見を貴重な御意見として今後早急な検討、対応が必要である、

○川端委員 ありがとうございました。

ところで、実際、大変だ、大変だというお話をよくあるのですけれども、本当に大変なのですね。

国立大学の教授の一年間の出張旅費、棒がござります。どれぐらいか、まあ御存じないでしようけれども、一年間に七万円なんですね。間違つてい

たら御訂正ください、ほかからの情報ですのです。これで国内、海外全部なんですね。そういう実態にあるなどということでお私たち同じ院内にこういう

う理科系の大学で学んだ者がたくさんおります。そういう者の有志でいろいろこういう実態を勉強しているんですねけれども、たまたま五月に、「アエラ」という週刊誌がございますが、ここにいろいろなレポートが載つております、見出しま「頭脳の棺桶 国立大学」と書いてあるわけです。随

分ひどい見出しなんですけど、その中から少しつまんで拾い読みをしてみますと、いろいろな大学の方のお話であります。

「ピーカー」を買う金がないからね。たいがいは、ほら、ワンカップだよ、ワンカップのカップをピーカーのかわりに使うんだ。「だいたい、この

実験室にある物は、拾つてきたものが多いんだか

ら。ほら、このモーターも、廃品置き場で見つけた。拾うばかりうまくなつたね」「これはみんな、卒業生が下宿やマンションを引き払うときに、生協で売りに出した冷蔵庫。一個、五千円くらいで買ったかな」「毎年、国際学会に招待されるが、行つたことはないね。第一、旅費がない。カネができる

ことはないね。第一、旅費がない。カネができる、あるいは、自分のカネじゃなくて買いたいね」「国が教員に支給する旅費は、年間たつたの七万円」等々書いてありました。

その中にも、「薄汚い工場群のイメージである」「大学のキャンパスとは呼べない」、「学内の研究室、実験室は、内部が機器と書籍、机で足の踏み場がないばかりか、廊下という廊下にそれらがはみ出している。危険な水素、酸素ボンベが廊下に並び、ヘリウムのボンベが二十本ほど、廊下の天井からぶら下さがる」等々、まだありますね。

「廊下は、岩石標本などに占拠されている。消防法違反」どころでない、こんな惨憺たるようなくに置かれていて、大臣冒頭おつやつたよう

に、日本を今日まで支え、そしてこれからも支えなければいけない優秀な人材を教育すると同時に、今海外摩擦の問題が起きているいわゆる基礎研究というものにもしっかりとやらなければいけない、こういう状況にあって、先ほど御指摘があつた産業界も非常に注目している。ところが、産業界の実態は、いわゆる国立大学の研究を当てにす

るのではなくて、いわゆる海外にどんどんお金を出していく。ある人に言わせれば、日本の大学は

ればならない。まさに先生は京都大学の工学部大

学院の秀才でござりますから、その先生のいわば経験に立つての貴重な御意見をこれから内閣が実現していくように努力をしてまいりたいと思いま

す。

○川端委員 後半の部分はちょっと間違いがある

のではないかと思いましたけれども、ありがとうございます。

そこで、所管の中心であります文部省にもお伺

いをしたいのですが、こういうふうなまさに慘た

ども、これは文部省に頑張れよという話ではなく

んだる現場になつてゐるのではないか。幸いにも私がおりました二十数年前はまだ恵まれていたの

かなというふうに思いました。その当時からいろいろ調べさせていただきましたけれども、一番多いときは比べると文教施設費は約半分くらいになっている、それからいわゆる講座費というのではなくて、会員費、一講座当たりの費用、これは旅費とか光熱費とかそういういわゆる運営費用は十年間ほとんど変わっていない、そして定員は大幅に削減をされたというふうに、どれをとっても全部悪い方に行っているという状況にあるわけです。

それで、今までも恐らく文部省としてはいろいろ御努力をされたと思うのですが、実際のレベルとして、例えば先ほども數十億上積みするという要求をされているという文教の施設費に関しては、ことしで言えば八百九十八億ですか、科学技術研究費、自由な研究ができるという科研費で五百八十九億、こういうレベルですけれども、この列にもおられると思いますが、御出身の大手の企業では、人件費も入れると一企業で年間四千億ぐらいの研究費を使っている。人件費、半分までいかないと思いませんけれども、半分と見ても一企業で一千億だ、二千億だという研究開発費用を使っている。それは当然施設も含まれているわけですが、それが大学の施設費が八百九十八億で科学技術研究費が五百八十九億だということでは本当に、しかも日本が世界の中で言われている、大臣もおっしゃったいわゆる基礎研究という部分というのは企業はまさに、見向きもしないという意味言葉はいけないです、果実を求めるという意味では、やはりそれはどこかからいただくという部分であります。そういう実態の中で、これから文部省としてはどのような取り組みを、一生懸命頑張つておられると思うのですけれども、それと同時に通産大臣、せっかくお答えをいたしましたが、パックアップもしていただけると思うのですけれども、そういう意味ではこれからそういう文教、特に科学技術研究に対する施策としての取り組みに対して御見解を賜りたいと思います。

きましてまことにありがとうございます。
御指摘いただきましたように、施設費あるいは研究費の悪化というのはまさにここ十年でございまして、といいますのはちょうどいわゆる国家財政も悪化が顕在化いたしまして、いわゆるマイナスシーリング、財政抑制に入った途端に、私ども教育、研究というはいろいろな分野で着実に伸びているわけでございますけれども、残念ながら予算の圧縮というのが、せめて研究費を確保するためには施設費といいましょうか物件費を圧縮せざるを得なかつたこともありまして、先ほど御指摘ありましたように、施設費については一時の半分ぐらいまで下がつてきたわけでございます。そういう意味では、教育・研究条件の悪化が大変憂慮される状況になつてございます。

そうはいいましても、先生も御指摘ありましたように、大学というのは単に人材養成だけではなくて、我が国の基礎的な研究、企業と違いまして全く金のネタになるかどうかわからない、科学に対する好奇心を前提にした全く純粋な基礎研究の担い手としては、大学の教育・研究条件を充実するしかないわけでございまして、それがひいては我が国のこれから国際貢献の基盤となるものでございますので、文部省といたしましても、今極めて財政事情が厳しい折ではござりますけれども、アクティビティーの高い大学を中心にながら、限られた予算の効率的な重点的な配分をいたしまして施設設備、研究費あるいは教官の待遇等を含めましてそれぞれの面での充実を図つてまいりたいと、いうつもりでございます。

特に、アクティビティーの高い大学という中でも、これからは教育、研究の方向といたしましては、学部レベルにおける教育の成果というほかに、大学院を中心とする教育、研究の高度化というのが大学審議会でも言われております方向でございまして、そういう意味で、実績のある大学院を中心とした、しかも理工系の整備というのが緊急でございますので、そういう分野を中心とした重点的な整備についてより一層努力をしてまいる所

○川端委員 まだいろいろと申し上げたいことはあるのですが、大臣にも御答弁をいただきました。これで終わりにしたいと思います。

○武藤委員長 ありがとうございました。

○武藤委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○武藤委員長 これより討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○武藤委員長 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○武藤委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、額賀福志郎君外五名より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議 日本共産党、民社党及び進歩民主連合六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。和田貞夫君。

○和田(貞)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申上げます。

まず、案文を朗読いたします。

政府は、本法施行に当たり、高圧ガス事故の未然防止に万全を期する観点から、次の諸点につき特段の配慮を払うべきである。

一、大学の研究室等における高圧ガス事故の再

○武藤委員長　お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○渡部国務大臣　ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して、本法案の適切な実施に努めてまいる所存でございます。大変ありがとうございました。

○武藤委員長　起立を求めるところです。

○武藤委員長　起立を求めます。

○賛成者起立

○武藤委員長　起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決ました。

この際、渡部通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡部通商産業大臣。

○武藤委員長　以上で趣旨の説明は終わりました。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○武藤委員長　以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

類賀福志郎君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○武藤委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○武藤委員長 次回は、広報をもつてお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時五十七分散会

平成三年十一月三十日印刷

平成三年十一月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F